

同組合又は漁業協同組合連合会に對し當該漁業権を共有すべきことを請求することができる。この場合には、第二十七條第一項の規定は、適用しない。

前項の認可の申請があつたときは、都道府縣知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならぬ。

共同漁業の免許について適格性を有する者は、第十一條に規定する關係地区的全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を會員とする漁業協同組合連合会であつて左に掲げるものとする。

一 その組合員のうち一年に三十日以上沿岸漁業（第七十五條第三項に掲げる漁業と第二百二十七条に規定する内水面における漁業とを除いた漁業をいう。以下同じ。）を営む者（湖沼における漁業と同一の屬する世帯の数が關係地区内に住所を有し一年に三十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

二 二年以上共同して申請した場合においてこれらの組合員のうち一年に三十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

三 第三項から第五項までの規定は、共同漁業に準用する。この場合は、共同漁業に准用する。

合において、「地元地区」とあるのは「関係地区」と、「当該漁業」とあるのは「一年に三十日以上沿岸漁業」と読み替えるものとする。

漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が第一種共同漁業又は第五種共同漁業を内容とする共同漁業権を取得した場合においては、海区漁業調整委員会は、その漁業協同組合又は漁業協同組合連合会と

第十一條に規定する關係地区内に住所を有する漁民であつてその組合員でないものとの関係において当該共同漁業権の行使を適切にするため、第六十七條第一項の規定に従い、必要な指示をするものとする。

9 旧漁業法（明治三十四年法律第三十四号）施行前からの慣習によつて特別の事情によりこれに免許を受けるのが妥当であると認められるものは、第六項の規定にかかるわらず、第一種共同漁業の免許について適格性を有する。

（優先順位）

第十五條 漁業の免許は、優先順位によつてする。

（定置漁業の免許の優先順位）

第十六條 定置漁業の免許の優先順位は、左の順序による。

一 漁業者又は漁業從事者

二 前号に掲げる者以外の者

三 地元地区内に住所を有する漁民特に当該漁業の操業により從前の生業を奪われる漁民を使用する程度

四 当該漁業についての経験の程度

五 当該漁業にその者の経済が依存する程度

六 当該漁業の漁場の属する水面

二 漁業に経験がある者

三 前二号に掲げる者以外の者

三 前項の規定において「経験」とは、その申請の日以前十箇年（この法律施行後主務大臣が指定する期日までの間は、昭和二十三年九月一日以前十箇年）の間ににおいて、漁業を営み又はこれに從事したこと（以下第十九條までにおいて同じ）。

前三項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。

一 その申請に係る漁業の漁場の存する第八十四條第一項の海区（以下「当該海区」という。）における経験がある者

二 前号に掲げる者以外の者

三 前四項の規定により同順位の者がある場合においては、都道府縣知事は、免許をするには、その申請に係る漁業について左に掲げる事項を勘案しなければならない。

二 前号に掲げる者以外の者

三 前四項の規定により同順位の者がある場合においては、都道府縣知事は、免許をするには、その申請に係る漁業について左に掲げる事項を勘案しなければならない。

二 前号に掲げる者以外の者

三 前四項の規定により同順位の者がある場合においては、都道府縣知事は、免許をするには、その申請に係る漁業について左に掲げる事項を勘案しなければならない。

二 前号に掲げる者以外の者

三 地元地区内に住所を有する漁民特に当該漁業の操業により從前の生業を奪われる漁民を使用する程度

四 当該漁業についての経験の程度

五 当該漁業にその者の経済が依存する程度

六 当該漁業の漁場の属する水面

二 沿岸漁業であつて前号に掲げられたものとされるものとす。

三 前項の規定において「経験」とは、その申請の日以前十箇年（この法律施行後主務大臣が指定する期日までの間は、昭和二十三年九月一日以前十箇年）の間ににおいて、漁業を営み又はこれに從事したこと（以下第十九條までにおいて同じ）。

前三項の規定により同順位であるものは、前五項の規定にかかるわらず、第一順位とする。

一 漁業を営むことを主たる目的とする者であること。

二 構成員の過半数が、当該海区における専用漁業権を有している市町村、町村組合又は財産区でありこの法律施行の際現に効力を有する専用漁業権を有している市町村、町村組合又は財産区である。

三 構成員の三分の二以上がその営む事業に常時從事する者であること。

四 当該漁業に常時從事する者の三分の二以上がその構成員であること。

五 構成員のうちその営む事業に常時從事する者の出資額が総出資額の過半を占めていること。

六 一構成員の出資額が構成員の平均出資額の二倍に相当する額をこえず、且つ、その出資することができる額の最高限度が定められていること。

七 構成員が各自一個の議決権を有すること。

八 前項の規定により同順位の者がある場合においては、都道府縣知事は、免許をするには、その申請に係る漁業について第五項第三号から第六号までに掲げる事項を勘案しなければならない。

二 第六項の規定は、北海道においては適用しない。

三 地元地区の全部又は一部をその組合員（二以上共同して申請した場合にはこれららの組合員）のうち漁民である者の属する世帯の数が地元地区内に住所を有する法人であつて左の各号の全部に該当するものは、前八項の規定にかかるわらず、第一順位とする。

一 構成員の過半数が、当該海区における専用漁業権を有している市町村、町村組合又は財産区である。

二 構成員（二以上共同して申請した場合にはその組合員）の属する世帯の数が地元地区内に住所を有する漁民に由つて構成された法人である場合は、前八項の規定にかかるわらず、第一順位とする。

三 構成員が各自一個の議決権を有すること。

四 当該漁業に常時從事する者の三分の二以上がその構成員であること。

五 構成員のうちその営む事業に常時從事する者の出資額が総出資額の七割以上であること。

六 一構成員が各自一個の議決権を有すること。

七 町村内の漁民の部落が孤立しておらず、且つ、その区域内に住所を有する者がある場合は、当該市町村又は当該部落を地区とし、地区内に住所を有する者によつて構成される法人であつて左の各号の全部に該当するものは、前九項の規定にかかるわらず、第一順位とする。

八 構成員の属する世帯の数が地元地区内に含む漁業協同組合であつてその組合員（二以上共同して申請した場合にはこれららの組合員）のうち漁民である者の属する世帯の数が地元地区内に住所を有する法人であつて左の各号の全部に該当するものは、前九項の規定にかかるわらず、第一順位とする。

り当事者間に協議がととのつたものとみなす。

(入漁権の存続期間)

第四十六條 存続期間について別段の定がない入漁権は、その目的たる漁業権の存続期間中存続するものとみなす。但し、入漁権者は、任何时候でもその権利を放棄することができる。

(入漁権の共有)

第四十七條 第三十二條及び第三十三條(漁業権の共有)の規定は、入漁権を共有する場合に準用する。

(入漁料の不拂等)

第四十八條 入漁権者が入漁料の支拂を怠つたときは、漁業権者は、その入漁を拒むことができる。

(入漁権の不拂等)

第四十九條 入漁料は、入漁しないときは、支拂わなくてもよい。

(登録)

第五十条 漁業権及びこれを目的とする抵当権並びに入漁権の設定、保存、移轉、変更、消滅及び処分の制限並びに第三十九條第一項又は第二項の規定による漁業権の行使の停止及びその解除は、免許漁業権原簿に登録する。

2 前項の登録は、登記に代るものとする。

3 前二項に規定するものの外、登録に関して必要な規定は、命令で定める。

(裁判所の管轄)
第五十一條 裁判所の土地の管轄が

不動産所在地によつて定まる場合には、漁場に最も近い沿岸の属する市町村を不動産所在地とみなす。

(指定遠洋漁業)

第五十二條 大型捕鯨業、以西トロール漁業、以西機船底びき網漁業又は遠洋かつお、まぐろ漁業以下「指定遠洋漁業」と総称する。は、船舶ごとに、主務大臣の許可を受けなければ、営んではならない。

2 「大型捕鯨業」とは、スクリューを備える船舶によりも、づを使

用して鯨をとる漁業であつて、ミニクを除くひげ鯨又はまつこう鯨を

目的とするものをいい、「以西トロール漁業」とは、トロール漁業(スクリューを備える船舶により

オッタートロール又はピームトロールを使用して當む漁業をい

う。)であつて北緯二十五度以北、東經百三十度以西の海面(但し、北緯三十六度以北の日本海を除く。)において當むものをいい、「以西機船底びき網漁業」とは、トロール漁業及び主務大臣の指定する漁業を除く外、総トン数五十トン以上のスクリューを備える船舶により底びき網を使用して當む漁業であつて北緯二十五度以北、東経百三十度以西の海面(但し、北緯三十六度以北の日本海を除く。)において當むものをいい、「遠洋かつお・まぐろ漁業」とは、総トン数百トン以上のスクリューを備える船舶により釣又はうきはえなわきを使用してかつお、まぐろ、かじ

きはさめをとる漁業をいう。但し、母船式漁業(製造、冷藏その他の処理設備を有する母船又はその附屬漁船により営む漁業をいふ。)を除く。

(許可の定数)

第五十三條 主務大臣は、指定遠洋漁業の種類ごとに、許可を受けてこれに從事することができる船舶の定数を定めなければならない。

2 前項の定数は、中央漁業調整審議会の意見をきき、資源量、当該漁業を現に営み、又は営もうとする者の数その他自然的及び社会経済的條件を総合的に考査して定めなければならない。その変更についてもまた同じである。

3 主務大臣は、第一項の定数を定め、又はこれを変更したときは、これを告示する。

(起業の認可)

第五十四條 指定遠洋漁業の許可を受けるようとする者であつて現に船舶を使用する権利を有しないものは、船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶を使用する権利を取得する前に、船舶ごとに、船舶を購入する前に、あらかじめ起業につき主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(許可についての適格性)

第五十五条 起業の認可を受けた者は、左の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 漁業に関する法令の悪質な違反者であること。

二 労働に関する法令の悪質な違反者であること。

三 許可を受けようとする船舶が主務大臣の定める條件をみたさないこと。

四 その申請に係る漁業を営むに足る資本を有しないこと。

五 第一号又は第二号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであつても、実質上当該漁業の經營を支配するに至る虞があること。

(新規許可)

第五十六条 第一号又は第二号の規定により認めるとときは、これを分けずにくじ引きを行うことができる。

6 前項の組を分け、及びこれに割り当てるべき許可又は起業の認可の数を定めるには、左に掲げる事項を勘案しなければならない。

一 その申請に係る漁業を営んだ経験があるかどうか。

二 前号の経験がある場合においては、現に他に当該漁業の許可又は起業の認可を受けているか

を受けた日から主務大臣の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

(許可又は起業の認可をしない場合)

第五十七条 左の各号の一に該当する場合は、主務大臣は、指定遠洋漁業の許可又は起業の認可をしておらず、申請の認可をしない。

2 前項の申請期間は、六箇月を下

3 第一項の期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、主務大臣は、指定遠洋漁業の許可をしなければならない。

4 前項の規定により許可又は起業の認可をしなければならない数が第一項の規定により定めた数をこえる場合においては、主務大臣は、許可又は起業の認可をしなければならない者を二以上の組に分け、各組ごとに許可又は起業の認可をすべき数を割り当ててくじ引きを行い、許可又は起業の認可をする者を定める。但し、主務大臣は、二以上の組に分ける必要がないと認めるときは、これを分けずにくじ引きを行うことができる。

5 前項の組を分け、及びこれに割り当てるべき許可又は起業の認可の数を定めるには、左に掲げる事項を勘案しなければならない。

一 その申請に係る漁業を営んだ経験があるかどうか。

二 前号の経験がある場合においては、現に他に当該漁業の許可又は起業の認可を受けているか

2 起業の認可を受けた者が、認可

第五十八条 主務大臣は、毎年、第五十九條第一項の定数と現に指定

の物件の全部又は一部を没収することができない場合におけるその價額の追徴に関する規定を設けることができる。

5 都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

6 都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、当該都道府県内の海区に設置された海区漁業調整委員会の委員をもつて組織する連合海区漁業調整委員会（第一百二十七條に規定する内水面についての内水面漁場管理委員会）の意見をきかなければならぬ。

（許可を受けない地びき網漁業等の禁止）

第六十六條 第六條第五項第二号から第四号までに掲げる漁業は、都道府県知事の許可を受けなければ、営んではならない。但し、共同漁業権の内容となつている場合は、この限りでない。

2 前項の許可があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

（海区漁業調整委員会の指示）

第六十七條 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の

採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

2 前項の規定による海区漁業調整委員会の指示が同項の規定による連合海区漁業調整委員会の指示に抵触するときは、当該指示は、抵触する範囲においてその効力を有しない。

3 第一項の場合において、都道府県知事（瀬戸内海連合海区漁業調整委員会のした指示については主務大臣。以下本條中同じ。）は、その指示が妥当でないと認めたときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

4 第一項の指示を受けた者がこれに従わないときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。

5 都道府県知事は、前項の申請を受けたときは、その申請に係る者に對して、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しなければならない。

6 前項の期間は、十五日を下ることができない。

7 第五項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないときは、前項の訴においては、國を被告とする。但し、第三項但書の場合においては、申請者又は工作物について権利を有する者を被告とする。

（漁場又は漁具の標識）

第六十七條 都道府県知事は、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対して、漁場の標識の建立、関係者に対する水産動植物の

（漁法の制限）

第六十八條 爆発物を使用して水産動植物を採捕してはならない。但し、海獣捕獲のためにする場合は、この限りでない。

第六十九條 水産動植物をまひさせ又は死なせる有毒物を使用して水産動植物を採捕してはならない。

第七十条 前二條の規定に違反して採捕した水産動植物は、所持し、又は販賣してはならない。

（さく河魚類の保護）

第七十一條 主務大臣は、さく河魚類の通路を害する虞があると認めるとときは、水面の一一定区域内における工作物の設置を制限し、又は禁止することができる。

2 工作物がさく河魚類の通路を害するに認めるときは、主務大臣は、その所有者又は占有者に対して、て除害工事を命ずることができる。

3 前項の規定により除害工事を命じたときは、主務大臣は、工作物について権利を有する者に対して、相当の補償をしなければならない。

4 前項の補償金額に不服がある者は、補償金額決定の通知を受けた日から九十日以内に訴をもつてその増減を請求することができる。

5 前項の訴においては、國を被告とする。但し、第三項但書の場合においては、申請者又は工作物について権利を有する者を被告とする。

6 前項の期間は、十五日を下ることができない。

7 第五項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないときは、前項の訴においては、國を被告とする。但し、第三項但書の場合においては、申請者又は工作物について権利を有する者を被告とする。

設又は漁具の標識の設置を命ずることができる。

（公共の用に供しない水面）

第七十三條 公共の用に供する水面であつて公共の用に供する水面又は第四條の水面に通するものに業調整に関する命令）及び第六十八條から第七十一條まで（漁法の規制及びさく河魚類の保護）の規定並びにこれらに係る罰則を適用することができる。

第七十四條 主務大臣又は都道府県知事は、所部の職員の中から漁業監督官又は漁業監督吏員を命じ、漁業に関する法令の励行に関する事務をつかさどらせる。

2 演業監督官及び漁業監督吏員の資格について必要な事項は、命令で定める。

3 演業監督官又は漁業監督吏員は、必要があると認めるときは、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫等に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。

4 演業監督官又は漁業監督吏員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを呈示しなければならない。

5 演業監督官及び漁業監督吏員は、命令の定めるところにより、毎年、政府に許可料を納めなければならない。

6 母船式漁業

二 捕鯨業（母船式漁業を除く外、スクリューを備える船舶により、毎年、政府に許可料を納めなければならない。

三 前二号に掲げる費用の外、この法律及び漁業法施行法の施行に伴う費用のうち沿岸漁業に関する分

一 演業法施行法（昭和二十四年法律第二号）第九條の規定による補償金の交付に要する費用のうち沿岸漁業に関する分の費用

二 演業調整委員会、中央漁業調整議会及び漁業権補償委員会の費用

三 前二号に掲げる費用の外、この法律及び漁業法施行法の施行に伴う費用のうち沿岸漁業に関する分

一 左に掲げる漁業の許可を受けた者は、命令の定めるところによればならない。

二 捕鯨業（母船式漁業を除く外、スクリューを備える船舶により、毎年、政府に許可料を納めなければならない。

三 トロール漁業

訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）の規定による司法警察員として職務を行う。

第五章 免許料及び許可料

（免許料及び許可料）

第七十五条 沿岸漁業の漁業権者又はその許可を受けた者は、命令の定めところにより、毎年、政府に免許料又は許可料を納めなければならない。

2 前項の免許料及び許可料の額は、その合計額が左に掲げる費用の合計額とおおむね等しくなるよう、毎年、定めなければならない。但し、免許料又は許可料の額が漁業者の負担能力をこえると認められる場合は、この限りでない。

3 前項の免許料及び許可料の額は、その合計額が左に掲げる費用の合計額とおおむね等しくなるよう、毎年、定めなければならない。但し、免許料又は許可料の額が漁業者の負担能力をこえると認められる場合は、この限りでない。

4 前項の免許料及び許可料の額は、その合計額が左に掲げる費用の合計額とおおむね等しくなるよう、毎年、定めなければならない。但し、免許料又は許可料の額が漁業者の負担能力をこえると認められる場合は、この限りでない。

5 前項の免許料及び許可料の額は、その合計額が左に掲げる費用の合計額とおおむね等しくなるよう、毎年、定めなければならない。但し、免許料又は許可料の額が漁業者の負担能力をこえると認められる場合は、この限りでない。

6 前項の免許料及び許可料の額は、その合計額が左に掲げる費用の合計額とおおむね等しくなるよう、毎年、定めなければならない。但し、免許料又は許可料の額が漁業者の負担能力をこえると認められる場合は、この限りでない。

7 前項の免許料及び許可料の額は、その合計額が左に掲げる費用の合計額とおおむね等しくなるよう、毎年、定めなければならない。但し、免許料又は許可料の額が漁業者の負担能力をこえると認められる場合は、この限りでない。

四 以西機船底びき網漁業
五 かつお・まぐろ漁業(母船式)

漁業を除く外、総トン数二十トントン以上のスクリューを備える船舶により釣又はうきはえなわを使用してかつお・まぐろ・かじき又はさめをとる漁業をいう。)

4 前項の許可料は、毎年、その総額が第一項の免許料及び許可料の合計額に主務大臣が中央漁業調整審議会の意見をきいて定める一定割合を乗じて得た額をとれないよう定めなければならない。

(減免)

第七十六條 経済状況の著しい変動、不漁、天災その他やむを得ない事由により、漁業者の負担能力が減退したために免許料又は許可料を納めることができない困難であると認められる場合において、中央漁業調整審議会がその年の免許料又は許可料の徴収を緩和すべきことを申請したときは、政府は、その年免許料又は許可料の徴収を減免することができる。

2 漁業者は、その営む漁業につき不漁、天災その他やむを得ない事由によりその負担能力が減退したときは、海区漁業調整委員会に対して、その納付すべき免許料又は許可料の徴収の緩和を政府に申請すべきことを申し出ることができる。

3 前項の申請があつた場合において、海区漁業調整委員会がその申請を相当と認めて政府にその徴収

を緩和すべきことを申請したときは、政府は、当該漁業者の納めるべき免許料又は許可料を減免し、その納付を猶予し、その他免許料又は許可料の納付に関する負担を軽減するためには必要な措置を講ずることができる。

(徴収の市町村への委任)

第七十七條 政府は、免許料又は許可料の徴収を市町村にさせることができる。

2 市町村が避けられない災害によつて前項の規定による徴収金を失つたときは、政府は、その責任を免除することができる。

(督促及び滞納処分)

第七十八條 免許料又は許可料の納付期限を過ぎてこれを納めない者があるときは、政府は、これを督促し、督促手数料及び延滞金を徴収する。

2 免許料又は許可料並びに前項の規定による督促手数料及び延滞金は、國税滞納処分の例によりこれを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対してその処分を請求することができる。

3 政府が前項の規定によつて市町村に対し処分を請求したときは、市町村は、市町村税の例によつてこれを処分する。この場合においては、政府は、徴収金額の百分の四を当該市町村に交付しなければならない。

(先取特権の順位)

第七十九條 免許料、許可料並びに前條第一項の規定による督促手数料及び延滞金の先取特権の順位

は、國稅に次ぐものとする。

(書類の送達)

第八十條 免許料、許可料並びに

第五十九條第一項の規定による督促又は許可料の納付を猶予し、その他免許料又は許可料の納付に関する負担を軽減するためには必要な措置を講ずることができる。

(督促の送達)

第七十七條 政府は、免許料又は許

可料の徴収を市町村にさせること

ができる。

2 市町村が避けられない災害によつて前項の規定による徴収金を失つたときは、政府は、その責任を免除することができる。

(督促及び滞納処分)

第七十八條 免許料又は許可料の納付期限を過ぎてこれを納めない者があるときは、政府は、これを督促し、督促手数料及び延滞金を徴収する。

2 免許料又は許可料並びに前項の規定による督促手数料及び延滞金は、國税滞納処分の例によりこれを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対してその処分を請求することができる。

3 政府が前項の規定によつて市町村に対し処分を請求したときは、市町村は、市町村税の例によつてこれを処分する。この場合においては、政府は、徴収金額の百分の四を当該市町村に交付しなければならない。

4 前項の申請があつた場合において、海区漁業調整委員会がその申請を相当と認めて政府にその徴収

内水面を指定し、又は海区を定めたときは、これを公示する。

(構成)

第八十五條 海区漁業調整委員会

は、委員をもつて組織する。

2 海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選することができる。

3 第三項第二号の委員の中からこれ

を選任する。

4 第八十六條の規定により選挙権を有する者が同條の規定により被選挙権を有する者につき選挙

3 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

1 第八十六條の規定により選挙権を有する者が同條の規定により被選挙権を有する者につき選挙

2 都道府県知事は、当該海区の特

殊な事情により、当該海区漁業調

整委員会の意見をきいて、特定の

漁業につき、前項の漁業者又は漁業從事者の範囲を拡張し、又は限

定することができる。

3 海区漁業調整委員会の委員又は

漁業協同組合若しくは漁業協同組

合連合会の役員であつてその委員

又は役員に就任する際第一項又は

前項の規定による海区漁業調整委

員会の委員の選挙権及び被選挙権

を有していたものは、在任中行わ

れる選挙又は退任後最初に行われ

る選挙については、前二項の規定

により選挙権及び被選挙権を有し

ない場合であつても、選挙権及び

被選挙権を有するものとみなす。

(欠格者)

4 委員会は、専門の事項を

調査審議させるために必要がある

と認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

5 専門委員は、学識経験がある者

の中から、都道府県知事が選任す

る。

(所掌事項)

第六十三條 漁業調整委員会は、そ

の設置された海区の区域内における漁業に関する事項を処理する。

2 第二節 海区漁業調整委員会

会員は、主務大臣の監督に属する。

3 第八十三条 海区漁業調整委員会は、そ

の設置された海区の区域内における漁業に関する事項を処理する。

4 第二十四條 海区漁業調整委員会は、

設置される海区に沿う市町村(海

に沿わない市町村であつて、当該海区において漁業を営み又はこれに從事する者が相當な区域に住所又は事業場を有している等に住むもの)の区域内に

定めたものを含む。)の区域内に

住む者又は事業場を有する者であつて、一年に九十日以上、漁船を使

用する漁業を営み又は漁業者のた

めに漁船を使用して行う水産動植物の採捕又は養殖に從事するもの

のは、海区漁業調整委員会の委員の選挙権及び被選挙権を有する。

2 海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選することができる。

3 第三項第二号の委員の中からこれ

を選任する。

4 第八十六条の規定により選挙権を有する者が同條の規定により被選挙権を有する者につき選挙

3 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

1 第八十六条の規定により選挙権を有する者が同條の規定により被選挙権を有する者につき選挙

2 都道府県知事は、当該海区の特

殊な事情により、当該海区漁業調

整委員会の意見をきいて、特定の

漁業につき、前項の漁業者又は漁業從事者の範囲を拡張し、又は限

定することができる。

3 海区漁業調整委員会の委員又は

漁業協同組合若しくは漁業協同組

合連合会の役員であつてその委員

又は役員に就任する際第一項又は

前項の規定による海区漁業調整委

員会の委員の選挙権及び被選挙権

を有していたものは、在任中行わ

れる選挙又は退任後最初に行われ

る選挙については、前二項の規定

により選挙権及び被選挙権を有し

ない場合であつても、選挙権及び

被選挙権を有するものとみなす。

(欠格者)

4 委員会は、専門の事項を

調査審議させるために必要がある

と認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

5 専門委員は、学識経験がある者

の中から、都道府県知事が選任す

る。

(所掌事項)

第六十三條 漁業調整委員会は、そ

の設置された海区の区域内における漁業に関する事項を処理する。

2 第二節 海区漁業調整委員会

会員は、主務大臣の監督に属する。

3 第二十四條 海区漁業調整委員会は、そ

の設置された海区に沿う市町村(海

に沿わない市町村であつて、当該海区において漁業を営み又はこれに從事する者が相當な区域に住所又は事業場を有している等に

定めたものを含む。)に該当する者は、選挙権及び被選挙権を有

しない。

4 二十年未満の者は、選挙権及び被選挙権を有

しない。

2 禁治産者及び準禁治産者

3 懲役又は禁の刑に処せられ

てその刑の執行を終り、又は執

行を受けたことがなくなるまで

の者は、選挙権及び被選挙権を有

しない。

4 二十年未満の者は、選挙権及び被選挙権を有

しない。

5 懲役又は禁の刑に処せられ

てその刑の執行を終り、又は執

行を受けたことがなくなるまで

の者は、選挙権及び被選挙権を有

しない。

6 委員会には、書記又は補助員を

置くことができる。

(選挙権及び被選挙権)

1 二十年未満の者は、選挙権及び被選挙権を有

しない。

2 禁治産者及び準禁治産者

3 懲役又は禁の刑に処せられ

てその刑の執行を終り、又は執

行を受けたことがなくなるまで

の者は、選挙権及び被選挙権を有

しない。

4 二十年未満の者は、選挙権及び被選挙権を有

しない。

5 懲役又は禁の刑に処せられ

てその刑の執行を終り、又は執

行を受けたことがなくなるまで

の者は、選挙権及び被選挙権を有

しない。

(選挙事務管理)

第八十八條 海区漁業調整委員会の

二項、第三項、第六十九條、第七十條(争訟)、第七十二條第一項、

第二項(選挙運動に関する衆議院法の準用)の規定は、普通地方公

共團体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除く外、

海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、

地方自治法第三十條第二項中「十人」とあるのは「六人」と、第三十

二條第三項中「第四十一條」とあるのは「漁業法(昭和二十四年法律第号)第九十一條」と、第四十條及び第四十七條中「第三十條」とあるのは「第三十條第一項から

第三項まで、第七項から第九項まで、第十項本文及び第十一項」と、第六十條第三項中「第九十二條若しくは第一百四十一條」とあるのは

「漁業法第九十五條」と、第六十四條中「第六十二條第一項」とあるのは「漁業法第九十二條第二項」と、

第六十條第三項中「第九十二條若しくは第一百四十一條」とあるのは

「漁業法第九十五條」と、第六十四條中「第六十二條第一項」とあるのは「漁業法第九十二條第二項」と、「前

十三條第一項」と、「第六十二條第

二項」とあるのは「漁業法第九十二條第三項」と、第七十二條第一項中「第十一章並びに第

百四十條第二項」とあるのは「第十一章及び第四十條第二項」と読み替えるものとする。

(兼職の禁止)
第九十五条 委員は、都道府県の議員と兼ねることができない。
第二類第十二号 水産委員会議録 第十号 昭和二十四年五月九日

い。

(委員の辞職の制限)
第九十六条 委員は、正当な事由がなければ、その職を辞することができない。

(被選挙権の喪失による委員の失職)
第九十七条 委員が被選挙権を有しない者であるときは、その職を失う。その被選挙権の有無は、委員が左の各号の一に該当するため被選挙権を有しない場合を除く外、委員会が決定する。この場合において、被選挙権を有しない旨の決定は、出席委員の三分の二以上の多数によらなければならない。

一 禁治産者又は準禁治産者となつたとき。

二 禁こ以上の刑に処せられたとき。

三 選挙に関する犯罪により罰金の刑に処せられたとき。

四 第一百二條の規定にかかるわざ、その会議に出席して自己の資格に照合して弁明することはできるが、決定に加わることはできない。

五 第一百二條の規定による決議は、文書をもつてし、その理由をつけて本人に交付しなければならない。

4 第一項の規定による決議は、文書がある者は、委員会を被告として裁判所に出訴することができる。

5 委員は、第九十四条において準用する地方自治法第六十六條第一項、第四項若しくは同法第六十八條第二項又は本條第一項若しくは

が確定するまでは、その職を失わない。

(委員の任期)
第九十八条 委員の任期は、二年とする。

2 第八十五条第三項第一号の委員の任期は、総選挙の日から起算する。但し、委員の任期満了の日前に総選挙を行つた場合においては、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3 捕欠委員は、前任者の残任期間を在任する。

4 委員は、その任期が満了しても後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

5 委員の解職の請求)

第九十九條 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その刑に処せられたとき。

2 前項の場合においては、委員は、三百の三分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、都道府県の選挙管理委員会に対し、第八十五條第三項第一号の委員の解職を請求することができる。

3 海区漁業調整委員会の会議は、公開する。

4 会長は、議事録を作成し、これを総数の三分の一以上の者に開示する。但し、海区漁業調整委員会は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができる。

5 委員は、議事録を作成し、これを総数の三分の一の数は、都道府県の選挙管理委員会において、選挙人名簿を確定後直ちに告示しなければならない。

3 第一項の請求があつたときは、委員会は、直ちに請求の要旨を公示し、これを選挙権を有する者の表し、これを選挙権を有する者の投票に付さなければならない。

4 委員は、前項の規定による解職の投票において過半数の同意があつたときは、その職を失う。

5 政令で特別の定をするものを除

く外、委員の選挙に関する規定は、第三項の規定による解職の投票に準用する。

(委員の解任)
第一百條 都道府県知事は、特別の事由があるときは、第八十五条第三項第二号の委員を解任することができる。

(委員会の会議)
第一百一條 海区漁業調整委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 海区漁業調整委員会の会議は、

(設置)
第一百五條 都道府県知事は、必要があると認めるときは、特定の目的のために、二以上の海区の区域を合した海区に連合海区漁業調整委員会を置くことができる。

2 主務大臣は、必要があると認めるとときは、都道府県知事に対し、連合海区漁業調整委員会を設置すべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事が第一項の規定により連合海区漁業調整委員会を置こうとする場合において、その海区の一部が他の都道府県の管轄に属するときは、当該都道府

4 海区漁業調整委員会は、必要があると認めるときは、特定の目的のために、他の海区漁業調整委員会と協議して、その区域と当該他

5 前項の協議がととのわないとときは、海区漁業調整委員会は、これ

しく不当であると認めて中央漁業調整審議会が請求したときは、海区漁業調整委員会の解散を命ずることができる。

2 前項の規定による主務大臣の解散命令を違法であるとしてその取消を求める訴は、当事者がその处罚のあつたことを知つた日から一箇月以内に提起しなければならぬ。

3 第三節 連合海区漁業調整委員会

2 前項の規定による主務大臣の解散命令を違法であるとしてその取

消を求める訴は、当事者がその处罚のあつたことを知つた日から一箇月以内に提起しなければならぬ。

4 前項の規定による主務大臣の解散命令を違法であるとしてその取

消を求める訴は、当事者がその处罚のあつたことを知つた日から一箇月以内に提起しなければならぬ。

5 前項の規定による主務大臣の解散命令を違法であるとしてその取

消を求める訴は、当事者がその处罚のあつたことを知つた日から一箇月以内に提起しなければならぬ。

6 前項の規定による主務大臣の解散命令を違法であるとしてその取

消を求める訴は、当事者がその处罚のあつたことを知つた日から一箇月以内に提起しなければならぬ。

7 前項の規定による主務大臣の解散命令を違法であるとしてその取

消を求める訴は、当事者がその处罚のあつたことを知つた日から一箇月以内に提起しなければならぬ。

8 前項の規定による主務大臣の解散命令を違法であるとしてその取

消を求める訴は、当事者がその处罚のあつたことを知つた日から一箇月以内に提起しなければならぬ。

9 前項の規定による主務大臣の解散命令を違法であるとしてその取

消を求める訴は、当事者がその处罚のあつたことを知つた日から一箇月以内に提起しなければならぬ。

10 前項の規定による主務大臣の解散命令を違法であるとしてその取

消を求める訴は、当事者がその处罚のあつたことを知つた日から一箇月以内に提起しなければならぬ。

11 前項の規定による主務大臣の解散命令を違法であるとしてその取

消を求める訴は、当事者がその处罚のあつたことを知つた日から一箇月以内に提起しなければならぬ。

12 前項の規定による主務大臣の解散命令を違法であるとしてその取

消を求める訴は、当事者がその处罚のあつたことを知つた日から一箇月以内に提起しなければならぬ。

13 前項の規定による主務大臣の解散命令を違法であるとしてその取

消を求める訴は、当事者がその处罚のあつたことを知つた日から一箇月以内に提起しなければならぬ。

9 海区漁業調整委員会は、使用権を設定すべき旨の裁定をしようとする場合において第五項の申請があつたときは、当該工作物の移轉料に関する裁定をしなければならない。

10 使用権を設定すべき旨の裁定又は買取るべき旨の裁定においては、左の事項を定めなければならない。

一 使用権を設定すべき土地若しくは土地の定着物に設定すべき土地の定着物並びに設定すべき使用権の内容及び存続期間又は買取るべき土地若しくは土地の定着物

二 対價並びにその支拂の方法及び時期

三 土地又は土地の定着物の引渡しの時期

四 使用開始の時期

五 第五項の申請があつた場合においては移轉料並びにその支拂方法及び時期

11 海区漁業調整委員会は、裁定をしたときは、遅滞なくその旨を当該土地又は当該定着物の所有者その他これに關して権利を有する者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

12 前項の公示があつたときは、裁定の定めるところにより当事者間に協議がととのつたものとみなす。民法第六百十二條（賃借権の譲渡等の禁止）の規定は、前項の場合には適用しない。

13 （土地及び土地の定着物の貸付契約に関する裁定）

第百二十六條 漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が第百

二十四條第一項に規定する土地又

は土地の定着物を漁業に使用するため貸付を受けている場合において経済事情の変動その他事情の変更によりその契約の内容が適正でなくなつたと認めるとときは、当事者は、海区漁業調整委員会に対しても、当該貸付契約の内容の変更又は解除に関する裁定を申請することができる。

2 前項の申請があつた場合には、前條第二項、第三項、第六項及び第七項の規定を準用する。

3 第一項の裁定においては、左の事項を定めなければならない。

一 変更に関する裁定の申請の場合にあつては変更するかどうか、変更する場合はその内容及び変更の時期

二 解除に関する裁定の申請の場合にあつては解除するかどうか、解除する場合は解除の時期

三 内水面漁場管理委員会の費用

四 前三号に掲げる費用の外、この法律及び漁業法施行法の施行に伴う費用のうち内水面における漁業に関する分

5 第百二十七條 内水面（第八十四條第一項の規定により主務大臣が指定する内水面を除く。以下同じ。）においては、区画漁業以外の漁業の免許はしない。但し、湖沼においては、共同漁業の免許をすることができる。

6 第百三十一條 内水面漁場管理委員会

（内水面における漁業の免許）

第七章 内水面漁業

（内水面における漁業の免許）

（料金）

第百二十八條 内水面においては、主務大臣又は都道府縣知事は、水產動植物の繁殖保護を図るために、漁業

種、漁法、漁場又は時期を指定して、魚

命令の定めるところにより、料金を政府に納めなければ水產動植物の採捕又は養殖をすることができない旨の定をることができる。

第百二十九條 前條の料金の額は、その総額が左に掲げる費用の合計額とおむね等しくなるように、毎年、定めなければならない。

1 漁業法施行法第九條の規定による補償金の交付に要する費用のうち内水面における漁業に関する分

2 政府の行う内水面における増殖事業に要する費用

3 内水面漁場管理委員会の費用

4 前項に掲げる費用の外、この法律及び漁業法施行法の施行に伴う費用のうち内水面における漁業に関する分

5 第七十七條から第八十一條まで（免許料又は許可料の徴収の規定は、前條の料金の徴収に準用する。）

6 第百三十二條 第八十五條第二項、第四項から第六項まで（海区漁業調整委員会の会長、専門委員及び書記又は補助員）、第九十六條委員の辞職の制限）、第九十八條第一項、第三項、第四項（任期）、第一百條から第三項まで（解任、会議及び議決の再議）及び第一百六条から第一百十九條まで（報告徴収等、監督、費用及び委任規定）の規定は、内水面漁場管理委員会に準用する。この場合において、第一百九條中「本章」とあるのは「第三百三十條から第三百三十二條まで」と読み替えるものとする。

7 第九章 雜則

（漁業手数料）

第百三十三條 この法律又はこの法律に基く命令の規定により漁業に

関して申請をする者は、命令の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

（管轄の特例）

第百三十六條 漁場が二以上の都道府縣知事の管轄に属し、又は漁場

会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、当該都道府縣の区域内に存する内水面において漁業を営む者を代表すると認められる者、當該水面において水產動植物の採捕をする者を代表すると認められる者及び学識経験がある者の中から都道府縣知事が選任した者をもつて充てる。

3 前項の規定により選任される委員の定数は、十人とする。但し、主務大臣は、必要があると認めるときは、特定の内水面漁場管理委員会について別段の定数を定めることができる。

2 主務大臣又は都道府縣知事は、漁業の免許又は許可をし、漁業調整をし、その他この法律又はこの法律に基く命令に規定する事項を処理するために必要なと認められるときには、当該官吏員をして漁場、事業場又は事務所に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により選任される委員の定数は、十人とする。但し、主務大臣は、必要があると認めるときは、特定の内水面漁場管理委員会について別段の定数を定めることができる。

2 主務大臣又は都道府縣知事は、漁業の免許又は許可をし、漁業調整をし、その他この法律又はこの法律に基く命令に規定する事項を処理するために必要なと認められるときには、当該官吏員をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害となる物を移轉し、若しくは除去させることができ。但し、これによつて生じた損失は、補償しなければならない。

3 前二項の規定により当該官吏員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを呈示しなければならない。

2 訴願

第百三十五條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による免許、許可又は認可の申請に対する許否

その他行政廳の処分に不服がある者は、訴願提起することができる。

（管轄の特例）

第百三十六條 漁場が二以上の都道府縣知事の管轄に属し、又は漁場

の管轄が明確でないときは、主務大臣は、これを管轄する都道府県

知事を指定し、又は自ら都道府県

第三百三十七條 この法律中都道府縣

又は都道府縣知事に関する規定

は、特別市にあつては特別市又は

特別市の長に、市町村に関する規

定は、特別区のある地にあつては

特別区に、地方自治法第一百五十五

條第二項の市にあつては区に、特

別市にあつては行政区に、全部事

務組合又は役場事務組合のある地

にあつては組合に適用する。

第十章 罰則

第一百三十八條 左の各号の一に該当

する者は、三年以下の懲役又は二

十万円以下の罰金に処する。

一 第九條の規定に違反した者

二 漁業権 第三百三十六條の規定に

よる漁業の許可又は指定遠洋漁

業の許可に付けた制限又は條件

に違反して漁業を営んだ者

三 定置漁業権若しくは区画漁業

権の行使の停止中その漁業を営

み、共同漁業権の行使の停止中

その漁業を営んだ者

四 第五十二條第一項の規定に違

反した者

五 指定遠洋漁業の許可を受けた

者であつて第六十一條の規定に違

反した者

六 第六十八條、第六十九條又は

第七十條の規定に違反した者

第一百三十九條 左の各号の一に該当

する者は、一年以下の懲役、五万円以下の罰金、拘留又は料料に処する。

一 第六十六條第一項の規定に違

反した者

二 第六十七條第七項の規定に基

く命令に違反した者

三 第七十一條第一項の規定によ

る制限若しくは禁止又は同條第

二項の規定に基く命令に違反し

た者

四 第百四十條 第三百三十八條又は前條

の場合においては、犯人が所有してい

し、又は所持する漁獲物、製品、

漁船及び漁具は、沒收することが

できる。但し、犯人が所有してい

たこれらの物件の全部又は一部を

没収することができないときは、

その價額を追徴することができ

る。

第五百三十九條 第三百三十八條、第百

三万円以下の罰金に処する。

一 第二十四條第二項の規定に違

反して定置漁業権を抵当権の目

的とした者

二 第二十六條第一項（第二十七

條第二項において準用する場合

を含む。）の規定に違反して区画

漁業権（第二十七條第二項にお

いて準用する場合は定置漁業

権）を譲渡の目的とした者

三 第二十七條第一項の規定に違

反して区画漁業権以外の漁業権

を譲渡の目的とした者

四 第三十條の規定に違反して漁

業権を貸付の目的とした者

五 第七十四條第三項の規定によ

る漁業監督官又は漁業監督吏員

の検査を拒み、妨げ、若しくは

懲戒し、又はその質問に対し答

弁をせず、若しくは虚偽の陳述

をした者

六 第百二十四條第四項の規定に違

反した者

七 第百三十四條第一項の規定に

よる報告を怠り、若しくは虚偽

の陳述をし、又は当該官吏員

の検査を拒み、妨げ、若しくは

忌避した者

八 第百三十四條第二項の規定に

よる当該官吏員の測量、檢

査、移轉又は除去を拒み、妨

げ、又は忌避した者

第九章 漁業法（明治四十三年法律第五

三十九條又は前條第一号から第四

号までの罪を犯した者には、情狀

により、懲役及び罰金を併科する

ことができる。

二 前項の罪は告訴を待つて論ず

る。

第一百四十四条 左の各号の一に該当

する者は、一万円以下の罰金に処

する。

一 第三十五条（第三十六條第四

項及び第六十三條において準用

する場合を含む。）の規定に違反

した者

二 第七十二条の規定に基く命令

に違反した者

三 漁業若しくは漁具の標識を移

轉し、汚損、又はこわした者

人若しくは人の代理人、使用人そ

の他の從業者が、その法人又は人

の業務又は財産に関する規定に

一第八條、第一百三十九條、第一百四十

一條、第一百四十三條第一項又は前

條第一号若しくは第二号の違反行

為をしたときは、行為者を罰する

外、その法人又は人に對し、各本

條の罰金刑を科する。

附 則

1 この法律施行の期日は、その公

布の日から起算して三箇月をこえ

ない期間内において、政令で定め

る。

2 漁業法（明治四十三年法律第五

十八号）は、廢止する。

3 この法律施行後二年間は、漁業

の免許はしない。但し、漁業法施

行法第一條第二項の規定により期

日の指定があつたときは、當該地

区及び當該種類について、この

限りでない。

4 第二十一條第二項から第四項ま

で（区画漁業権の存続期間の延長）

の規定は、當分の間は適用しな

い。

5 この法律によつて免許された定

置漁業権又は区画漁業権は、當分

の間は、移轉又は抵当権の目的と

なることができない。但し、第二

十八條第二項の譲渡の場合は、こ

の限りでない。

6 前項の規定に違反して定置漁業

権又は区画漁業権を譲渡又は抵当

権の目的とした者は、六箇月以下

の懲役又は三万円以下の罰金に處

する。

8 法人の代表者又は法人若しくは

人の代理人、使用人その他の從業

者が、その法人又は人の業務又は

財産に関する規定に違反行爲

をしたときは、行為者を罰する。

9 第七十五條（免許料及び許可料）

の規定は、許可料に関する規定によ

る。

10 この法律の施行後最初に行う海

区漁業調整委員会の委員の選挙の

期日は、政令で定める。

11 前項の規定による選挙に必要な

選挙人名簿に関する規定によ

る。

12 この法律施行最初に選挙され

た又は選任された海区漁業調整委員

会、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、中央漁業調整審議会及び内

水面漁場管理委員会の委員の任期

は、第九十八條第一項（第一百四

條及び第一百三十二條において準用

する場合を含む。）又は第九十九條

第五項の規定にかかわらず、政令

で定める期間とすることができる。

13 第百二十八條（内水面漁業の料

金）の規定は、この法律施行後二

年以内において政令で定める期日

までの間は適用しない。

14 この法律施行後漁業調整委員会

が設置されるまでの間は、都道府

県知事は、第八十六條第二項（選挙

権及び被選業権の範囲の拡張又は
しくは第五項(土地及び土地の定
着物の使用に関する認可又は許
可)の規定にかかわらず、海区漁
業調整委員会の意見をきくことを
要しない。

この法律施行後海区漁業調整委
員会が設置されるまでの間は、第
百二十五條(使用権設定の裁定)及
び百二十六條(土地及び土地の定
着物の貸付契約に関する裁定)
の規定による海区漁業調整委員会
の権限は、都道府県知事が行う。

漁業法施行法案

(現存漁業権の存続)

**第一條 漁業法(昭和二十四年法律
第一号。以下「新法」という)施
行の際現に存する漁業権(以下單
に「漁業権」という)及びこれにつ
いて現に存又は新たに設定され
る入漁権については、同法施行後
二年間は、同法の規定にかかわら
ず、漁業法(明治四十三年法律第五
十八号。以下「旧法」という)の規
定は、なおその効力を有する。但
し、新法第六十七條の規定及び同
條に係る罰則の適用を妨げない。
漁業権について政令で地区及び
漁業権の種類を定めて期日を指定
したときは、その期日以後は、当
該漁業権については、前項の規定
は、適用しない。**

**3 漁業権け、新法施行後その存続
期間が満了するものであつても、
その存続期間は、満了しないもの
とする。**

**4 前項の規定は、新法施行の際現
に存する入漁権を消滅させ、又は
その更新を拒む場合に準用する。**

(漁業権の変更の不許可)
第二條 漁業権の変更は、許可しな
い。

(漁業権の譲渡等の制限)
第三條 漁業権は、都道府県知事の
認可(地先水面専用の漁業権につ
いては、主務大臣の認可)を受け
た場合を除き、譲渡又は抵当権
(現に存する抵当権を除く。)の目
的となることができない。

2 前項の認可をしようとするとき

は、都道府県知事は、海区漁業調
整委員会の意見をきかなければな
らない。

(漁業権の貸付契約の解除等の制
限)

**第四條 漁業権の貸付契約であつて
新法施行の際現に存するものにつ
いては、借受人が賃貸料を滞納す
る等信義に反する行為がある場
合、一時的に貸し付けた場合、貸
付契約の内容が事情の変更によつ
て妥当でなくなつた場合その他正
当の事由がある場合を除き、その
解除若しくは解約(合意解約を含
む)をし、又は更新を拒むことが
できない。**

**2 前項の貸付契約の解除若しくは
解約(合意解約を含む)をし、又
は更新を拒むとするときは、都
道府県知事の認可を受けなければ
ならない。**

**3 前項の貸付契約をしようとするとき
は、都道府県知事は、海区漁業調
整委員会の意見をきかなければな
らない。**

**4 前項の規定は、新法施行の際現
に存する入漁権を消滅させ、又は
その更新を拒む場合に準用する。**

(漁業協同組合による漁業権の取
得等)

(漁業協同組合組合又は漁業協同
組合連合会は、河川における漁業
権を取得し、若しくはその貸付を
受け、又はこれについて現に存す
る入漁権を取得し、若しくは新た
に入漁権を設定することができ
る。

(漁業権者等に対する補償金の交
付)

**第九條 政府は、漁業権又はこれを
目的とする入漁権、賃借権若しく
は使用貸借による借主の権利(以
下「漁業権等」と総称する。)第一
條の規定による漁業権の消滅の時
に有している者に対して、この法
律の定めるところにより補償金を
交付する。**

**(漁業権等補償計画及び補償金額
の算定)**

**第十條 补償金の交付は、漁業権補
償委員会が補償すべき漁業権ごと
に定める漁業権等補償計画に従つ
てしなければならない。**

**2 漁業権等補償計画においては、
補償金額を定めなければならない
い。**

**2 前項の規定により新法に基いて
したるものとみなされた処分の有効
期間については、別に命令で特別
の定をすることができる。**

**(旧法に基く指定遠洋漁業の許可
又は起業の認可)**

**2 前項の規定により新法に基いて
したものとみなされた処分の有効
期間については、別に命令で特別
の定をすることができる。**

さなければならない。

(旧法に基く訴願)

第八條 新法施行前にした訴願につ
いては、なお從前の例による。

(漁業権者等に対する補償金の交
付)

**第九條 政府は、漁業権又はこれを
目的とする入漁権、賃借権若しく
は使用貸借による借主の権利(以
下「漁業権等」と総称する。)第一
條の規定による漁業権の消滅の時
に有している者に対して、この法
律の定めるところにより補償金を
交付する。**

**(漁業権等補償計画及び補償金額
の算定)**

**第十條 补償金の交付は、漁業権補
償委員会が補償すべき漁業権ごと
に定める漁業権等補償計画に従つ
てしなければならない。**

られないなかつた漁業権であつ
て専用漁業権以外のものについ
ては、漁業権補償委員会が基準
年度につき近傍類似の賃貸料を
参考やくして定める推定賃貸料
の十三倍に相当する額

三 専用漁業権であつて基準年度
の全漁期間貸し付けられていな
かつたもの又は入漁権について
は、基準年度の当該権利による
漁獲金額

四 基準年度において貸し付けら
れていた漁期と貸し付けられて
いないかつた漁期とがある漁業権
については、その各々の期間に
ついての第一号に規定する額と
前号に掲げる額の十三分の十一
に相当する額とが平均した額の
十一分の十三に相当する。

五 賃貸権又は使用貸借による借
主の権利については、その目的
につけては、その各々の期間に
ついての第一号に規定する額と
前号に掲げる額の十三分の十一
に相当する額とが平均した額の
十一分の十三に相当する。

六 特別の事由により前各号に掲
げる額によることができない場
合又は著しく不適当であると認
められる場合には、主務大
臣が定める基準によつて算出
した額

七 特別の事由により前各号に掲
げる額によることができない場
合又は著しく不適当であると認
められる場合には、主務大
臣が定める基準によつて算出
した額

八 特別の事由により前各号に掲
げる額によることができない場
合又は著しく不適当であると認
められる場合には、主務大
臣が定める基準によつて算出
した額

九 特別の事由により前各号に掲
げる額によることができない場
合又は著しく不適当であると認
められる場合には、主務大
臣が定める基準によつて算出
した額

十 特別の事由により前各号に掲
げる額によることができない場
合又は著しく不適当であると認
められる場合には、主務大
臣が定める基準によつて算出
した額

十一 特別の事由により前各号に掲
げる額によることができない場
合又は著しく不適当であると認
められる場合には、主務大
臣が定める基準によつて算出
した額

十二 特別の事由により前各号に掲
げる額によることができない場
合又は著しく不適当であると認
められる場合には、主務大
臣が定める基準によつて算出
した額

十三 特別の事由により前各号に掲
げる額によることができない場
合又は著しく不適当であると認
められる場合には、主務大
臣が定める基準によつて算出
した額

十四 特別の事由により前各号に掲
げる額によることができない場
合又は著しく不適当であると認
められる場合には、主務大
臣が定める基準によつて算出
した額

十五 特別の事由により前各号に掲
げる額によることができない場
合又は著しく不適当であると認
められる場合には、主務大
臣が定める基準によつて算出
した額

十六 特別の事由により前各号に掲
げる額によることができない場
合又は著しく不適当であると認
められる場合には、主務大
臣が定める基準によつて算出
した額

十七 特別の事由により前各号に掲
げる額によることができない場
合又は著しく不適當であると認
められる場合には、主務大
臣が定める基準によつて算出
した額

十八 特別の事由により前各号に掲
げる額によることができない場
合又は著しく不適當であると認
められる場合には、主務大
臣が定める基準によつて算出
した額

十九 特別の事由により前各号に掲
げる額によることができない場
合又は著しく不適當であると認
められる場合には、主務大
臣が定める基準によつて算出
した額

二十 特別の事由により前各号に掲
げる額によることができない場
合又は著しく不適當であると認
められる場合には、主務大
臣が定める基準によつて算出
した額

二十一 特別の事由により前各号に掲
げる額によることができない場
合又は著しく不適當であると認
められる場合には、主務大
臣が定める基準によつて算出
した額

二十二 特別の事由により前各号に掲
げる額によることができない場
合又は著しく不適當であると認
められる場合には、主務大
臣が定める基準によつて算出
した額

す、漁業権補償委員会が近傍類似の漁業権の賃貸料を參しやくして定める額を賃貸料とし、漁獲金額については、基準年度の不漁、天災により漁獲金額が著しく少い場合その他特別の事由がある場合においては、その漁獲金額によらず、漁業権補償委員会が近傍類似の漁業権の漁獲金額を參しやくして定める漁獲金額とする。

5 漁業権補償委員会は、漁業権等補償計画を定めたときは、遲滞なくその旨を公告し、且つ、公告の日から二十日間、補償すべき漁業権の漁場に最も近い沿岸に属する市町村の事務所において左の事項を記載した書類を総覽に供するとともに、公告の日から十日以内に、前條に規定する者であつて知っているものに対して当該漁業権等補償計画について通知を発しなければならない。

二 補償すべき漁業権等

三 補償金額

(異議の中立及び訴願)

第十一條 第九條に規定する者は、前項の申立を受けたときは、漁業権補償委員会が第一項の承認を立てるべきである。但し、同條第四項の総議があるときは、漁業権補償委員会に対し立てることができる。立受けたときは、同項の異議申立て期間満了後十日を経過したときは、この限りでない。

4 漁業権補償委員会は、前項の申立てを受けたときは、同項の異議申立て期間満了後一箇月以内に決定し得る場合特別の事由がある場合においては、その漁獲金額によらず、漁業権補償委員会が近傍類似の漁業権の漁獲金額を參しやくして定める漁獲金額とする。

3 前項の規定に對して不服がある申立人は、都道府縣知事に訴願することができる。但し、同項の期間満了後二十日を経過したときは、この限りでない。

4 都道府縣知事は、前項の訴願を受理したときは、同項但書の期間満了後二箇月以内に裁決しなければならない。

(知事による補償計画の承認等)

第十二條 前條第一項の期間内に同一項目の規定による異議の申立がないときは、同項の規定による異議の申立があつた場合においてこれについて同條第二項の規定による決定があり、且つ、同條第三項但書の期間内に訴願の提起がなかつたとき、又は同項の規定による訴願の提起があつた場合においてこれについて同條第四項の規定による裁決があつたときは、漁業権補償委員会は、遲滞なく当該漁業権等補償計画について都道府縣知事の承認を受けなければならない。

2 都道府縣知事が前項の承認を立てる場合において、主務大臣は、当該漁業権等補償計画が他の都道府縣の漁業権等補償計画と均衡を失し、その他不当であると認めるとときは、都道府縣知事に對して承認をしてはならないことを命じることができる。

第十三條 前三條の規定によりした裁決があつたときに準用する。(承認人に対する効力)

4 第二項の規定により交付する証券の交付價額は、時價を參しやくして大藏大臣が定める。

2 漁業権補償委員会は、主務大臣及び都道府縣知事の監督に屬し、その設置された都道府縣の区域内に存する漁業権等の補償に関する事項を處理する。

3 都道府縣知事が第一項の承認を拒んだときは、漁業権補償委員会は、漁業権等補償計画を作成し直さなければならない。

4 漁業権補償委員会が前項の規定により漁業権等補償計画を作成し直さないときは、都道府縣知事

は、漁業権補償委員会が近傍類似の漁業権の賃貸料を參しやくして定める額を賃貸料とし、漁獲金額については、基準年度の不漁、天災により漁獲金額が著しく少い場合その他特別の事由がある場合においては、その漁獲金額によらず、漁業権補償委員会が近傍類似の漁業権の漁獲金額を參しやくして定める漁獲金額とする。

3 前項の規定に對して不服がある申立人は、都道府縣知事に訴願することができる。但し、同項の期間満了後二十日を経過したときは、この限りでない。

4 都道府縣知事は、前項の訴願を受理したときは、同項但書の期間満了後二箇月以内に裁決しなければならない。

5 前項の規定による承認を受けたときは、漁業権補償委員会は、「主務大臣」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定による承認を受けたときは、漁業権補償委員会は、特定の漁業権補償委員会について前項の委員の定数と異なるものに對して通知しなければならない。

7 新法第八十五條第二項、第四項から第六項まで(海区漁業調整委員会の会長、専門委員及び書記又は補助員)、第九十五條(兼職の禁止)、第九十八條第三項(補欠委員の任期)、第一百條から第百三條までの(解任、會議及び議決の再議)及び第一百六條から第百十九條までの(報告徵收等、監督、費用及び委員会に準用する。この場合においては、第百十九條中「本章」とあるのは「漁業法施行法第十七條」と読み替えるものとする。

8 漁業権補償委員会は、委員をもつて組織する。

9 委員は、都道府縣知事が漁業者及び漁業從事者の中から選任した者七人及び学識経験がある者の中から選任した者三人をもつて充てられる。

10 は、当該権利を有する者から供託をしなくてよい旨の申出がある場合を除き、政府は、その補償金を供託しなければならない。

11 前項の場合は、その属する漁業財團を含む。について先取特権又は抵当権を有する者は、前項の規定により供託した補償金に對してその権利を行うことができる。

12 (補償金増額請求の訴)

13 第十五條 第九條の規定による漁業権等の補償金の額に不服がある者は、訴をもつてその増額を請求することができる。但し、第十二條の規定により供託した補償金に對してその権利を行うことができる。

14 第十六條 第九條の規定による補償金は、三十年以内に償還すべき証券で交付することができる。

15 第二項の規定により交付するため、政府は、必要な額を限度として証券を発行することができる。

16 第二項の規定により交付する証券の交付價額は、時價を參しやくして大藏大臣が定める。

17 第二項の規定により交付する証券は、命令で定める。

18 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

19 (水産廳設置法の一部改正)

20 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

21 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

22 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

23 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

24 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

25 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

26 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

27 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

28 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

29 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

30 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

31 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

32 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

33 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

34 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

35 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

36 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

37 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

38 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

39 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

40 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

41 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

42 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

43 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

44 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

45 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

46 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

47 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

48 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

49 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

50 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

51 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

52 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

53 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

54 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

55 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

56 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

57 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

58 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

59 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

60 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

61 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

62 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

63 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

64 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

65 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

66 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

67 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

68 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

69 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

70 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

71 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

72 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

73 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

74 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

75 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

76 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

77 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

78 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

79 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

80 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

81 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

82 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

83 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

84 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

85 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

86 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

87 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

88 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

89 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

90 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

91 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

92 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

93 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

94 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

95 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

96 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

97 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

98 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

99 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

100 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

101 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

102 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

103 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

104 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

105 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

106 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

107 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

108 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

109 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

110 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

111 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

112 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

113 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

114 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

115 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

116 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

117 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

118 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

119 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

120 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

121 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

122 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

123 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

124 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

125 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

126 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

127 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

128 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

129 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

130 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

131 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

132 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

133 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

134 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

135 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

136 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

137 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

138 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

139 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

140 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

141 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

142 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

143 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

144 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

145 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

146 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

147 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

148 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

149 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

150 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

151 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

152 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

153 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

154 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

155 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

156 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

157 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

158 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

159 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

160 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

161 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

162 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

163 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

164 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

165 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

166 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

167 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

168 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

169 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

170 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

171 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

172 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

173 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

174 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

175 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

176 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

177 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

178 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定める。

179 第二項の規定に關して必要な事項は、命令で定

二項から第五項までの規定を準用する。この場合において「会員」とあるのは「水産業協同組合法第十條第一項に規定する漁民（同法第十八條第一項但書に規定する者を含む。）たる会員」と読み替えるものとする。

合、」を「漁業協同組合、漁業生産組合、」に改める。
(旧法の罰則の適用)

て準用する場合を含む。) の規定にかかわらず、海区漁業調整委員会の意見を聞くことを要しない。

託の措置をとるため必要なときは水産業團体の資産を処分するのであります
が、その譲受については、協同組合に

め、その一環として漁業團体制度の改革をなすべく、去る第三國会に水産業協同組合に関する法律を提出し、その

法第十條第一項に規定する漁民
(同法第十八條第一項但書に規定する者を含む。)たる会員」と
読み替えるものとする。

第二十三條

第二十三條 新法施行前（この法律第一條に規定する漁業権及びこれについて現に存し又は新たに設定される入漁権については、同條の規定により効力を有する旧法の失効前）にした行為の処罰については、新法附則第二項の規定にかかるわらず、なお從前の例による。

○森國務大臣　水産業團体整理特別措置法案の提案理由について説明いたしました。

最大限の優先権を認めております。この債権者保護の手続を完了しなければ、水産業團体は、水産業協同組合への財産移轉の認可申請ができないことになつております。

成立を見、すでに本年二月十五日より施行いたしておりますが、根本的には漁業生産に関する基本的制度、すなはち漁業制度の改革を断行することが不可欠なのであります。

現行漁業制度は、明治三十四年の旧漁業法において初めて法制化され、四十三年の全面的改正によつて確立されたものであります。これは日來の

う。
協同組合法第十條第一項に規定する漁民（同法第十八條第一項但書に規定する者を含む。）たる会員の無記名投票によつて行

(新規)
第二十四條 左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三項の委員の定数は、五人から九人までとし、その全部が水産業協同組合法第十八條第一項に規定する漁民でなければな

て漁業権を譲渡又は抵当権の目的とした者

漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に係る理事の権限は、漁業権管理委員会が行

の規定に違反した者
第二十五条 前條の罰を犯した者は、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第一項の漁業会の清算人は、
漁業権若しくはこれを使用する
権利又は入漁権に基いて当該漁
業会が取得した財産の処分につ

若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第二十四条の違反行為をしたときは、行為

者を罰するの外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

農林中央金庫法の一部改正)
農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を
次のように改正する。

附 則
1 この法律は、新法施行の日から施行する。
2 この法律施行後海区漁業調整委員会が設置されるまでの間は、都道府縣知事は、第三條第二項又は第四條第三項（同條第四項において）

と、まず第一に、債権者の保護手続につきましては、水産業團体は、まづ水産業協同組合がその債務を承継するについて、債権者に公告または催告し、異議の有無を問い合わせ、異議ある債権者には債務の弁済または信託等の措置を講ずるのであります。この弁済または信

内部に多くの封建的な残滓を包蔵したままにとどまりますならば、再建日本の基盤はまことに脆弱にして、日本の民主化はもちろん、経済自立もまたゆがめられざるを得ないであります。政府におきましては、終戦以來漁業問題の全面的解決につき鋭意考究を進

き語「たぬき関係を全面的に整理し
新たに漁業生産に関する基本的制度を
定め、民主的な漁業調整機構の運用によ
つて、水面の総合的高度利用をはかる
必要があるのであります。これが漁業
業制度改革を実施するため必要な漁業
法案及び漁業法施行法案を提出したゆ

と、まず第一に、債権者の保護手続につきましては、水産業團体は、まづ水産業協同組合がその債務を承継するについて、債権者に公告または催告し、異議の有無を問い合わせ、異議ある債権者には債務の弁済または信託等の措置を講ずるのであります。この弁済または信

内部に多くの封建的な残滓を包蔵したままにとどまりますならば、再建日本の基盤はまことに脆弱にして、日本の民主化はもちろん、経済自立もまたゆがめられざるを得ないであります。政府におきましては、終戦以來漁業問題の全面的解決につき鋭意考究を進

き語「たぬき関係を全面的に整理し
新たに漁業生産に関する基本的制度を
定め、民主的な漁業調整機構の運用によ
つて、水面の総合的高度利用をはかる
必要があるのであります。これが漁業
業制度改革を実施するため必要な漁業
法案及び漁業法施行法案を提出したゆ

第一類第十二号 水産委員会議録 第十号 昭和二十四年五月九日

えんであります。

申すまでもなく、この一片の法律に

化に応じて最も合理的に漁場を利用し得るようにならしておられます。

場合とやり方は多少違いますが、この法律施行の際現に指定遠洋漁業の内容

別いたしますが、通常の内水面につ

質問したいと思うのであります。水産業協同組合を設立するにあたりまし

よつて、ただちに生産力が発展し、漁業の民主化が達成されるものではなく、政府といたしましては、この改革の基盤の上に立つて、各般の施策、なまかんづく漁業経営の安定と、漁民生活の確保に関する施策を、総合的に推進せしめる所存であります。が、漁村の封建性の根の深さを思うとき、この改革に対する全國漁民の積極的な関心が切望され、改革の成否もまたこれにかかると思うのであります。

以下両法案の主要な内容につき、一覧表

漁業権の免許方法は、都道府県知事が漁業調整委員会の意見を聞いて、水面の総合的高度利用の見地から、事前に免許の内容をきめ、法定の適格性及び優先順位に従つて免許することとし、從来のこととき行政廳の獨斷的決定を避け、法律の定める基準に従つて民主的に決定することといたしました。

免許する相手方は、原則として自ら漁業を営む者であり、漁業権の質貸は禁止しております。但し、漁業権の性質上、その行使に團体的規制が必要な

たる漁業の許可を受けている者については、一定期間内に再審査を行うこととしたとしております。

第四は、免許料及び許可料でありまして、毎年沿岸漁業に関する補償及び漁業制度改革費をまかなうため、沿岸漁業者から免許料または許可料を徴収し、沿岸漁業以外の漁業者からは、沿岸漁業者とほぼひとしい負担度の許可料を徴収することにいたしております。

業を積極的に展開するため、海面と異なる特殊規定を設けることとしたしまった。すなわち内水面においては、原則として、料金を納めなければ、水産動植物の採捕または養殖をすることができないこととし、政府はこの料金の収入をもつて、補償及び漁業制度改革費のうち、内水面漁業に関する分をまかなうとともに、内水面における基本的増殖事業を行うのであります。この内水面における民主的な調整機構としては、都道府県に内水面漁場管理委員会を設置いたしました。

て、旧水産業團体の資産の保全といふことが非常に問題になりまして、農林省におきましても、この保全につきましていろいろ／＼措置をとつて参ったと思うのであります。ところが、その省令や指令が十分実行されておらない部面があるよう存じまして、去る四月九日の水産委員会で、千葉縣水の問題に關連いたしまして飯山長官に御質問したのでありますが、そのときには飯山長官は、一方的なことを聞いてもわからぬないが、もしそういうような事実があるならば、十分調査した上でかかるべ

内容が「一体をなすもの」でありますので、一括して御説明申し上げます。両法案はその第一は沿岸漁場の全面的整理であります。この法律施行の際現に存する漁

ものは、自営でなくても一定の條件を備えた漁業協同組合またはその連合会が免許を受け、組合の内部規制により、組合員が漁業を営み得るよう措置いたしております。このような漁業権及び独占排他性の弊害の強く現われ

構として、新たに漁業調整委員会を設けることとし、行政廳で漁業の免許等重要な行政処分をする場合には、必ずこの委員会の意見を聞かねばならない。

第八は、瀬戸内海漁業についてであります。瀬戸内海における資源の維持と複雑な入会関係の調整を期するため、特に瀬戸内海漁業調整事務局を設置し、漁業法の施行に関する事務の一部を分掌せます。

るならば、十分調査した上でかかるべく適当な手段を講ずるというふうに言明されたのであります。その後この問題につきまして、御報告もまだ聞いておりませんし、どういうことになつておるかわからぬのであります。が、聞

行います。この漁場整理のため消滅する漁業権等には、漁業権補償委員会の計画に従いまして補償することとし、この補償の財源は免許料、許可料及び内水面における料金に求めることにしております。出資をもつてまつり立てる

件を備えた地元の漁民團体に優先的に免許するようにならしておられます。漁業権を物権として第三者の侵害から保護する点は從来と同様であります。が、権利者の恣意的な行使は制限し、また

こととし
さじにす
だ漁業調整
に必要
な指示をす
るとい
う廣汎な権
力を有し
て、漁業制度改革の眼目をなすもので
あります。これには、海区ごとに設置
する、海区漁業調整委員会と、海区に
またがる特定の問題を処理するため

も、普通は臨時のものであります。が、瀬戸内海には常設のものを設置いたすこととしております。

くところによりますと、四月十四日の
千葉縣水の解散総会におきましては、
俄然この点が問題になりますして、財産
目録なども実にめちゃくちやである。
そしてこの省令違反の事実もあるよう
に聞いておるのであります。これら

いたしておられます。
補償金の算定方法は、おおむね財産税の場合の評価方法によつて定められておりまます。補償金は現下の財政金融事情にかんがみまして、政府発行の証券をもつて交付することといたしております。

貢貸を禁止し、譲渡性及び担保性を制限して、單なる私権ではなくて、水面の総合的高度利用のためと、公的性格を強めております。入漁権は慣行制度を廃止して、すべて設定行為によらしめることとし、漁業調整委員会の裁

に、臨時に設けられる連台海区漁業調整委員会とがあります。また中央には、漁業法の施行に関する重要事項を審議するため、中央漁業調整審議会を設置することといたしております。

以上が両法案の主要な内容であります。
ですが、何とぞ慎重御審議の上、すみや
かに御協賛あらんことを切望する次第
同組合法関係の規定を改正いたしてお
ります。

の点につきまして、前の飯山長官の御答弁と関連いたしまして、その他にもう一つ、そういう違反の事実が全國にたくさんあるのではないかと思うのであります。が、それらの点につきまして、どういふ状態であるかということ、特に今問

第二は、新漁業権についてであります。ですが、漁業権は定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の三種とし、その内容は從来と多少違えております。存続期間は従来より大分短縮し、期間の延長は区画漁業権以外には認めないこととし、漁場の固定化を防ぎ、事情の変

定によつて調整しうるようになつたして
おります。

用についてでありまして、海草乾場、船揚場、漁舎等漁業上の施設として必要な不可欠な土地、または土地の定着物を漁業者が使用し得るよう措置いたしたのであります。

○石原委員長　ただいまの森農林大臣の御説明に質疑がありましたならば通じてお許しいたします。

題になつておりまする新たに省令違反の千葉縣水の資産処分などにつきましては、農林大臣としてどういう御处置をその後とつて來たか、また今後とする方針であるか、ということにつきまして、まず最初に御質問したいと思うのであります。が、そういうことが十分適

当に処置が講じてなければ、今ここで
こういう特別措置法などをつくりまし
ても、元の水産業團体の資産を、イン
チキに処分されて空っぽになつておれ
ば、実際こんなものを今つくつても何
にもならないわけあります。ですか
らその点について、旧水産業團体の財
産保全について、これまで保全してく
ることにつきまして、実際、どういう状
態であつたか、どういう措置をとられ
たか、ということが非常に重要なと思
うのであります。まずその問題からお伺
いして行きたいと思うのであります。
○石原委員長 ちよつと砂間君にお詰
りいたしますが、これは詳細なる説明
を飯山長官がすることになつております
から、その上で質疑をされることが
妥当のように思ひまするが、いかがで
ありますか。

○砂間委員 それならばあとにまわし
てもよろしくゆございます。

○石原委員長 そういうことにお願い
いたします。それでは藤田次長よりこ
の三案に対する詳細なる補足説明があ
ります。

〔委員長退席鈴木委員長代理着席〕

○藤田説明員 ただいま農林大臣から
三法案の提案理由の説明があつたので
あります。その提案理由によりまし
て、大体の点は御説明が済んだと考え
ておりますが、なお若干の点につきま
して補足いたしまして、さらに御説明
をいたしたいと考えます。

まず水産業團体整理特別措置法の問
題でありますが、これはさきに水産業
協同組合法の制定に伴う水産業團体の
整理等に関する法律といたしまして施
行に相なつております。この法律に基
きまして、從來の水産業團体が、その

持つております財産を処分いたします場合の債権者保護の手続、及びその場合の財産の評定基準、これを明確にいたしたのであります。これによつて財産処分を公正に行い、水産業協同組合へ財産が円滑に移轉されるような処置を講じたい、ということを目的にするのあります。されど、これは農業協同組合法におきましては、政令をもつて同様の事項が規定されておるのであります。水産業團体につきましても、当初は政令をもつてこれを規定いたす意向でございましたが、その後法律をもつて規定することに変更いたしまして提案いたしましたのであります。

農業協同組合とのおもな相違点を申しますと、農業協同組合におきましては、從來の縣の農業会の清算をいたします場合の清算人は、農林漁業中央金庫が清算にあたるということになつておりました。水産業協同組合關係のこの法律におきましては、清算をいたします場合は自主清算、つまり第三者によつて清算をするのではなくて、自主的に清算をする、つまり從來の理事が資産処理委員会の決定に基きまして、それぞれ資産の処理をし、そうして清算をするという建前になつております点が相違の第一点であります。

第二点は、財産を移轉いたします場合の財産の價格は、公定價格がござりますときは、その公定價格によるのであります。が、公定價格のございませんときは、帳簿價格と時價との範囲内で資産処理委員会が定める價格、こういうことになります。農業團体關係では、これが時價を下らざる範囲ということに相なつております。その点が相違をいたしております。そのほか水産業協

同組合に財産が円滑に移轉いたします。ために、あるいは隨意契約の方法を原則にする。あるいはまた入札をいたします場合も、できるだけ水産業協同組合が入札する機会を得るよう、必要な規定を設けてあるのであります。それ以外は大体農業協同組合の場合と同様と御了承いただければよからうと考えております。この法律はごく簡単でござりますので、この程度にとどめておきたいと思います。

次に漁業法案と漁業法施行法案の御説明でございます。これは從来もたびたび委員会において御説明いたしましたが、なお新しい委員の方も相当多数おられますので、重複はいたしませんけれども、ずっと初めから御説明をいたしたが、なまじきの御説明をいたしました。お配りをいたしましたこの漁業法案、漁業法施行法案の印刷物によつてごらんいただきたいと考へております。

現在提案をいたしましたこの漁業法案及び漁業法施行法案は、數次にわたる修正を終まして、やつと最終的になつたのであります。いわば私どもの修正の段階から申しますと、四度目の修正をして出したということになるのであります。一番初めに漁業制度改革に関する第三次案についての重要な修正と書いてあります。昭和二十三年十月に発表いたしました農林事務局案、これはいわば第三次の修正案であります。それが全体としてどういうような形になりますかということを二十一ページ以下に

漁業制度改革に関する件というところを大体簡単にまとめましたのがそこに載つておるわけであります。從つて御説明は大体この漁業制度改革に関する件、この要綱に従いまして御説明をいたしたいと考へております。農林大臣の提案理由と重複いたすところもござりますが、説明の便宜上お許しいただきたいと考えます。

まず漁業制度改革のねらいであります
が、これは初めに書いてございます
ように、漁業制度改革のねらいは、漁業生産力の発展と漁業の民主化、この二つの大きな目標を同時に解決して行くために、この漁業制度改革を行なないということであります。つまり漁業生産力の発展と申しますことは、これが漁場の総合的な高度利用によりまして、個々の経営単位——漁業権なら漁業権個々の経営単位ごとの生産力が上がるとか上らないとか、そういうことでなくして、それを含めた一定の漁場としての生産力を総合的にあげる。こういう方向に考えたいと思つております。

それから漁業の民主化という問題は、これは生産面におきまして、あるいは労働面、流通面、漁村生活、行政面において、從来ございます封建性を排除いたしまして、生産力の基礎でありますところの民主化を達成して参りたいということを考えておるのであります。よく農地改革と漁業制度改革との方法を考へて行かなければならぬと思うのであります。農地改革と今度の漁業制度改革とは、同じような考え方

のところもございますが、土地と漁場との本質的な相違からいたしまして、そのやり方も内容も、非常に違つて参る点が出ておるのであります。つまり土地といふものは、個々にこれを分割することができるわけであります。そして土地を経営する者が所有する。つまり経営と所有を一体化することによって、その土地の生産性を高めて行く。そしてまた大体において、その所有者がその土地の上に施肥管理その他に極力努力することによつて、その土地の生産性は、大体隣りの土地とは一應無関係に高めることができるのです。ですが、漁場といふものは水面が共通をしており、また魚も回遊をいたすというような関係からして、個々のものがいかに努力をいたしましても、それは全体としての施策があまり徹底しない。つまり総合的に計画を立てて漁場を考えなければならない。個々には考えられない。これが土地と漁場との根本的な相違点であろうと思ひます。從つて一つ一つの問題を個々に解決していくといふやり方が、漁業権制度の場合にはそれのであります。やはり漁場単位にこれを解決して行く。そして各漁業権の間の総合調整をはかりながら、これを解決して行くといふやり方にいたさなければならぬということが考えられるのであります。それからいま一点は、農地の場合におきましては、先ほど申しましたように、経営と所有とが一体化することによつて生産性を高めて行くことができます。これはまた漁業権の種類によつて差別はあるのであります。漁業権のある種類のものについては、経営と所有を一体化することは、必ずしも漁業にとって

適當な場合はかりとも限らないといふ点が違うのであります。つまり漁業権については、個々の者に與えるものには、たくさんものに分割して與えることができない性質の漁業権があるのです。その場合に、これを與えるときに必ず所有する個々の者に與える方がよいのか、あるいは團体的な規制を必要とするようなものについては、經營と所有を分離して考えることがまた一つの考え方であろうと思うのであります。

〔鈴木委員長代理退席、委員長着席〕

從來農林省の考え方といたしましては、むしろ権利といふものは漁業権全体に保有させまして、その漁業権の總の総意に基きまして、經營は個々の適切なる人にこれを經營さすというよう考へておつた時代が実はあつたのであります。お手元にお配りしてありますところの資料でごらんいただければわかるかと考えておりますが、漁業権の所有並びに行使状況に関する資料といふのがございますが、現在漁業権の總計が定置区画特別、專用全部寄せて四万五千件あるのであります。そのうち漁業会、つまり漁業者團体の持つております権利が全体の六四・二%を占めております。ことに専用漁業権は特殊な性質から九三・三%が漁業会の所見内容を見ますと、この二のBの表を見ていただくとわかるのであります。こういうように、漁業権の保有主体は從來漁業会が大部分を占めておる。しかしながらその經營をいたしまさますと、権利者自身が經營をしておりますのは全体の二四%であります。そうして人に貸しておりますの

が、七六%とありますのは誤りであります。これは七〇%であります。つまり権利は漁業会が持つ、經營はむしろこれを貸して、個々のものが經營しております。これが現在の状況であります。しかししながらこの状況は必ずしも不適当だということではないのであります。これがつまり漁業権が土地と違う特別の性質から参つておるわけであります。そうして、つまり漁業権が権利を持つておるということによつて、どういう作用をしておるかと申しますと、その権利を通じまして、將來漁民が力を得る場合には、これを經營するというような体制にだん／＼移して行きたいというような点が一つ。第二点は権利を通じまして經營者に対する発言権を持ちまして、それによつて他の小漁業との間の調整をやる。つまり自立的の漁業調整といふものをやつております。またそれによつておつたわけではあります。お手元にお配りしてありますところの資料でごらんいただければわかるかと考えておりますが、漁業権の總計が定置区画特別、專用全部寄せて四万五千件あるのであります。そのうち漁業会、つまり漁業者團体の持つております権利が全体の六四・二%を占めております。ことに専用漁業権は特殊な性質から九三・三%が漁業会の所見内容を見ますと、この二のBの表を見ていただくとわかるのであります。こういうように、漁業権の保有主体は從來漁業会が大部分を占めておる。しかしながらその經營をいたしまさますと、権利者自身が經營をしておりますのは全体の二四%であります。そうして人に貸しておりますの

が、七六%とありますのは誤りであります。これは七〇%であります。つまり権利は漁業会が持つ、經營はむしろこれを貸して、個々のものが經營しております。これが現在の状況であります。しかししながらこの状況は必ずしも不適当だということではないのであります。これがつまり漁業権が土地と違う特別の性質から参つておるわけであります。そうして、つまり漁業権が権利を持つておるということによつて、どういう作用をしておるかと申しますと、その権利を通じまして、將來漁民が力を得る場合には、これを經營するというような体制にだん／＼移して行きたいというような点が一つ。第二点は権利を通じまして經營者に対する発言権を持ちまして、それによつて他の小漁業との間の調整をやる。つまり自立的の漁業調整といふものをやつております。またそれによつておつたわけではあります。お手元にお配りしてありますところの資料でごらんいただけばわかるかと考えておりますが、漁業権の總計が定置区画特別、專用全部寄せて四万五千件あるのであります。そのうち漁業会、つまり漁業者團体の持つております権利が全体の六四・二%を占めております。ことに専用漁業権は特殊な性質から九三・三%が漁業会の所見内容を見ますと、この二のBの表を見ていただくとわかるのであります。こういうように、漁業権の保有主体は從來漁業会が大部分を占めておる。しかしながらその經營をいたしまさますと、権利者自身が經營をしておりますのは全体の二四%であります。そうして人に貸しておりますの

すところを申しますと、先ほど申しました一の点については、できるだけ権利として與えるべきであることは、團体的規制を必要とするという漁業について考えておるわけであります。以下簡単に申しますと、これを漁業者團体の手に託す、原則といたしましては、みずから經營いたすものに権利を與えるといふ原則でございますが、團体的規制の必要なものにつきましては個々にこれと、その権利を通じまして、將來漁民が力を得る場合には、これを經營するというような体制にだん／＼移して行きたいというような点が一つ。第二点は権利を通じまして經營者に対する発言権を持ちまして、それによつて他の小漁業との間の調整をやる。つまり自立的の漁業調整といふものをやつております。またそれによつておつたわけではあります。お手元にお配りしてありますところの資料でごらんいただけばわかるかと考えておりますが、漁業権の總計が定置区画特別、專用全部寄せて四万五千件あるのであります。そのうち漁業会、つまり漁業者團体の持つております権利が全体の六四・二%を占めております。ことに専用漁業権は特殊な性質から九三・三%が漁業会の所見内容を見ますと、この二のBの表を見ていただくとわかるのであります。こういうように、漁業権の保有主体は從來漁業会が大部分を占めておる。しかしながらその經營をいたしまさますと、権利者自身が經營をしておりますのは全体の二四%であります。そうして人に貸しておりますの

すところを申しますと、先ほど申しました一の点については、できるだけ権利として與えるべきであることは、團体的規制を必要とするという漁業について考えておるわけであります。以下簡単に申しますと、これを漁業者團体の手に託す、原則といたしましては、みずから經營いたすものに権利を與えるといふ原則でございますが、團体的規制の必要なものにつきましては個々にこれと、その権利を通じまして、將來漁民が力を得る場合には、これを經營するというような体制にだん／＼移して行きたいというような点が一つ。第二点は権利を通じまして經營者に対する発言権を持ちまして、それによつて他の小漁業との間の調整をやる。つまり自立的の漁業調整といふものをやつております。またそれによつておつたわけではあります。お手元にお配りしてありますところの資料でごらんいただけばわかるかと考えておりますが、漁業権の總計が定置区画特別、專用全部寄せて四万五千件あるのであります。そのうち漁業会、つまり漁業者團体の持つております権利が全体の六四・二%を占めております。ことに専用漁業権は特殊な性質から九三・三%が漁業会の所見内容を見ますと、この二のBの表を見ていただくとわかるのであります。こういうように、漁業権の保有主体は從來漁業会が大部分を占めておる。しかしながらその經營をいたしまさますと、権利者自身が經營をしておりますのは全体の二四%であります。そうして人に貸しておりますの

すところを申しますと、先ほど申しました一の点については、できるだけ権利として與えるべきであることは、團体的規制を必要とするという漁業について考えておるわけであります。以下簡単に申しますと、これを漁業者團体の手に託す、原則といたしましては、みずから經營いたすものに権利を與えるといふ原則でございますが、團体的規制の必要なものにつきましては個々にこれと、その権利を通じまして、將來漁民が力を得る場合には、これを經營するというような体制にだん／＼移して行きたいというような点が一つ。第二点は権利を通じまして經營者に対する発言権を持ちまして、それによつて他の小漁業との間の調整をやる。つまり自立的の漁業調整といふものをやつております。またそれによつておつたわけではあります。お手元にお配りしてありますところの資料でごらんいただけばわかるかと考えておりますが、漁業権の總計が定置区画特別、專用全部寄せて四万五千件あるのであります。そのうち漁業会、つまり漁業者團体の持つております権利が全体の六四・二%を占めております。ことに専用漁業権は特殊な性質から九三・三%が漁業会の所見内容を見ますと、この二のBの表を見ていただくとわかるのであります。こういうように、漁業権の保有主体は從來漁業会が大部分を占めておる。しかしながらその經營をいたしまさますと、権利者自身が經營をしておりますのは全体の二四%であります。そうして人に貸しておりますの

つては入会漁業に考えております。これは主として運用漁具とる漁区といふものは、從來の旧幕以來の慣行から免許をいたしましたそのままが、ずっと固定をいたして來ておりますが、その後漁船の動力化の問題、あるいは人口構成の変化というような点から、從來の実情とはそわない点も相当多數あると考えております。従つてこの浮魚の問題については、これを権利の外に置きまして、漁業調整委員会の調整によつてきめて行くという方式を探用いたしたわけであります。これは決して無制限にやらせるという意味ではございません。つまり漁業権からはしまず、それけれども、漁業調整委員会の指示によつて新しい漁業秩序を立てまして、それに基いてやらせて行く合理的なやらせ方をしたいというのがこの趣旨であります。

いは鳥付こぎ釣というような、從來專用漁業権の内容として保護いたしておれば漁業の秩序が保てないというものについて、特別にこれを追加をしたわけであります。

なお最後の第五種の共同漁業は、たとえば琵琶湖とか霞ヶ浦あるいは八郎潟というような大きなところは別でございまして、そこは海の秩序と同じようなやり方でするのであります、がそれ以外の湖沼または主務大臣の指定する湖沼に準ずる水面、こういうふうなところの漁業につきましては、これはいわゆる封鎖的にやつて行けるわけでありますから、こういうふうなところにつきましては、魚類も含めまして共同漁業としてこれを認める。そうして團体規制によつてこれを行使して行こうというふうに考えておるわけであります。

のをあらかじめ定める、つまり從來の権利は申請者が個々に選んでこれが出て来たわけであります、今度は漁場の調整計画というものが先に立ちまして、場所の方が先にきまるわけであります。そしてその場所を一應先に決定をいたしまして、その後それに対する申請をとる。その申請に対して、多数出ます場合には、都道府縣知事は海区、漁業調整委員会の意見を聞いて法定の適格性と優先順位に基いてこれを免許して行く、こういうやり方に相なるわけであります。從來専用漁業権は農林大臣の免許でございましたが、今回漁業権につきましては全部これを都道府縣知事にまかすことにいたしておるわけでございます。ただ問題になりますのは、適格性と優先順位の問題であります。

す。さざしなものについて、これを一個取上げようといふような趣旨ではございません。それからそのほかの漁業につきまして、たとえば区画漁業のうち、ひび建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業または貝類養殖業を内容とするものは、当初に説明いたしましたように、この漁業権の行使に團体的規制というものが不可欠でござりますので、これはみずから漁業を當む者に免許するという原則ではござりますけれども、このものにつきましては、みずから組合が自當いたしませんでも、関係漁民の三分の二以上が組合員になつておりますような協同組合または連合会には適格性を持たせたい、こういうふうに考えておるわけでござります。

漁業の申請の優先順位はつきましては、この順序決定の項目といたしまして、漁業者または漁業從事者、その次にはその申請にかかる漁業と同種の漁業に経験があること、それから当該海区において経験あること、これを順序決定の項目と考へております。これほどいうことと申しますと、申請が出来た場合に、まず漁業者または漁業從事者であるか、しからざる者とかいふことによつて大別をするわけであります。従つて漁業者かまたは漁業の從事者が、しからざる者に優先するわけであります。そして残りました者のうち、その申請にかかる漁業と同種の漁業に経験あるかないか、ということによつて、さらにまた区分をつける。経験のある者は経験のない者に優先する

いは鳥付こぎ釣といいうような、從來專用漁業権の内容として保護いたしておる、また権利の内容として保護しなければ漁業の秩序が保てないといいうものについて、特別にこれを追加をしたわけであります。

なお最後の第五種の共同漁業は、たとえば琵琶湖とか霞ヶ浦あるいは八郎潟というような大きなところは別でございまして、そこは海の秩序と同じようなやり方であります、それがそれ以外の湖沼または主務大臣の指定する湖沼に準ずる水面、こういうふうなところの漁業につきましては、これはいわゆる封鎖的にやつて行けるわけでありますから、こういうふうなところにつきましては、魚類も含めまして共同漁業としてこれを認める。そうして團体規制によつてこれを行使して行こうというふうに考へておるわけであります。

次に漁業権の免許方法であります。が、都道府県知事は、漁業の免許をいたします場合に、海区漁業調整委員会の意見を聞いて、漁業の種類、漁場の維持及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、申請期間並びに其の結果につきましては、このいすれかに該題にいたしまして、このいすれかに該当する者は定置漁業または区画漁業については適格性を有しない、こういうことに考えております。ただこの字句が相当解釈上議論のわかれところでございます。私どもといたしましては、大体だれが見ても、これはひどいと思われるものを不適格なりとして、これをしりぞける。こういうふうに運営されています。

次に漁業権の免許方法であります。これがなればならないのじやないかと思つておるわけであります。なお漁業権をつきまして、從來慣行による漁業権があつたのであります、これを今回は廃止いたしまして、慣行による漁業権はこれを認めない。なおまた慣行による入漁権も認めない。入漁権にいたしましても、すべて設定行爲によつてこれをやらせるというように考へておるわけであります。

次に漁業権の免許方法であります。が、都道府県知事は、漁業の免許をいたします場合に、海区漁業調整委員会が、協同組合には入りたくない。また入つておらない。しかしながら漁業はやらなければならぬ。こういうふうな、つまり組合に加入しない漁民はどうするか。漁業権の行使にあつてこれをどうするかという問題につきましては、この次にありますように、これは海区漁業調整委員会が必要な指示をいたしまして、許可を必要とするものについてはその許可を受ける。そしてその免許を受けた組合との調整をはかりまして、これを行使せしめる。かような方式をとつておるわけであります。

次に免許の優先順位であります。こ

わけであります。さらにその経験のある者ります者のうち、当該海区において経験があるかないかという決定をする。そして当該海区において経験ある者は、しからざる者に優先するわけであります。こういうふうにだん／＼と取つて行くわけであります。最後にたくさんのものが同順位者として残った場合にはどうするか。その場合には、勘案事項というのがありまして、一から六までの條件、こういうふうな條件をいろいろ勘案いたしまして、海区漁業調整委員会がこれを決定するということになるわけであります。ただその場合に、一定の民主的な要件を備える地元の漁民團体といふものは、優先的に扱われるというふうな規定を考えておるのであります。そのうち漁業協同組合が自営する、あるいはまたこれに準ずる全般的な漁民團体、こういうふうなものについては、これはその優先順位を第一に考えております。またその次に、原則として出資が平等であり、構成員の三分の二以上が当該漁業に從事し、原則として構成員の各自一個の議決権が平等であるというふうに、一定の要件を備えておりますところの漁民團体を第二順位と考えます。しかしこの点につきましては、北海道についてはこの例外的措置を考えておりまます。北海道の定置漁業につきましては、大体労務者の大半は内地方面の出かせぎが多いわけであります。出かせぎ労働に依存しておるような関係からして、北海道については特に生産組合の、すなわちBに書いてございます漁民團体の優先ということは、特に認めないと、いうふうに規定がいたしてございまます。それからその次の、その申請にか

かる漁業に高度に依存する、いわゆる村張組合といたしましてやつておりますものについては、これは例外的に最優先の規定を設けるというふうに措置をいたしております。

それから次は区画漁業権であります。が、ひび建養殖業、かき養殖業、内水面における漁類養殖業、それから貝類養殖業、これにつきましては、三にござりますよう、この第一順位は適格性のある漁業協同組合または連合会、こういうふうに考えております。それから眞珠養殖業につきましては、第四にござりますよう、これは経験を重視して、特に当該漁業の進歩的企画の程度を問題にするというふうに考えております。それ以外の区画漁業の免許の場合には、先ほど申しました順序決定の項目にさらに住所というものを加える。つまり地元に在る者、おらない者ということを要件の一つに考えておられます。これは特に團体優先の規定は設けないということで措置いたしております。

最後に共同漁業の免許の順位につきましては、これは大体漁業協同組合または連合会が第一順位であります。その次に但書によりまして、官公のある市、町、村、町村組合、または財産区で特別の事情でこれを免許することが適當であるというふうなものに、これを與えるという道を例外的に記載しておるわけであります。大体それが優先順位と適格性の問題であります。

それから次に指定遠洋漁業であります。以上が漁業権の整理あるいは再免許のやり方であります。許可事業につきましては、これは漁業権とも若干事情も違いますので、漁業権のよう

全面的な切りかえをこの際しようといふことは考えておりません。もちろん、調整が必要になる漁業もあるうかと思います。これは海区漁業調整委員会等でそれ／＼の調整を考えて行くということは別であります。が、全面的な切りかえをこの際一挙にやるということは考えておりません。ただ指定遠洋漁業、つまり大型捕鯨業、以西トロール漁業、以西機船底びき網漁業または遠洋かつお・まぐろ漁業等、國際性のあるところの漁場において営みますような漁業については、これは許可の定数を新しく定めまして、そうして一定区画なり一定限度をきめる。それからこの新法施行の際、現在許可を受けております者については、新法施行後一定期間内に再審査を行う。そうして法定された許可の適格性及び許可の不当な集中の関係を考慮するというふうに考えておるわけであります。

次に今度の漁業制度改革について、一番重要な役割を果します漁業調整委員会の問題であります。漁業調整委員会は、從來の案によりますと、中央漁業調整審議会、連合海区漁業調整委員会、市町村漁業調整委員会、こういうふうな四つの種類にわかれていますが、これらは申上げましたので、これも認められ、つまり内部的な調整がみずからできるようになりますた関係上、市町村の漁業調整委員会は特に設ける必要がなくなりましたので、これを削除いたしました。従つて、海区の漁業調整委員会、それから連合海区の漁業調整委員会、中央漁業調整審議会、こういうふうな組織になるわけであります。中心になるものは海区の漁業調整委員会であります。これは漁場の総合的高度利用及び利用に関する紛争の調停をはかる民主的な機関として考えておりますが、大体各県委員会といふものと予想いたしますが、これは連合海区調整委員会と、いふものを暫定的につくりまして、海区漁業調整委員会を置く。特定の地域につきまして、その一海区において解決のできません問題は、これは連合海区調整委員会といふものを暫定的につくりまして、海区にいたしたいと考えております。但し瀬戸内海につきましては、瀬戸内海の特殊の事情からいたしまして、むしろこれは各県にまたがる問題が多いわけでありますから、これだけは特に常設的な連合海区調整委員会を設置いたしたい、かように考えておるわけでもあります。この海区漁業調整委員会は、

都道府県知事が免許等漁業権に関与する
処分をいたしますときには、海区漁業
調整委員会の意見を聞かなければなら
ない、こういうことに相なつております。
す。法的には諮問機関と考える。しか
しながら実際問題といたしましては、
海区漁業調整委員会が公正に判断を
し、そうして決定をいたしまして、そ
の決定によつて事実上都道府県知事が
これを免許する、あるいは免許を與へ
ないといふような措置に出ることが想
いだと考へております。

その構成でございますが、海区漁業
調整委員会は大体十人の委員を出すの
でありますて、漁民委員が七人、これ
は選挙制であります。それから学識經
験委員が一人、これは知事が選任す
る。公益代表委員一人、これも知事が
選任する、こういふうに考えておる
わけであります。連合海区の漁業調整委
員会は、関係各海区の漁業調整委員
会の委員の中から選出された同数の委
員で構成する。これを選ぶ者であります
が、原則として関係市町村の区域内
に住所または事業場を有するものであ
つて、一年に九十日以上漁船を使用す
る漁業を営み、またはこれに從事する
ものが大体選挙権及び被選挙権を持
ておるわけであります。ただ原則とし
て書いてござります通り、そのほかに
も漁船を使用する漁業でなくとも、た
とえば裸木ぐりでありますとか、そ
ういうふうなものにつきましては、これ
はその地方々々の状況によりまして、
及び被選挙権の資格を限定することができ
るというような規定を設けておる

といふものは非常に密接な、離しがたい関連がございまして、特にこの漁網綱の生産もこの規定から申しますれば、農林省の所管としてやれるというふうに相なつたのであります。ただ実際問題といたしましては、漁網綱の生産については、水産廳も所管があり、通商産業廳も所管がある、こういうふうな関係に相なつております。その間の調整は別途にやつて行かなければならぬというふうには考へておる次第であります。私どもはこの機会に漁網綱の生産についての実質上の事務もでき得れば水産廳にこれを移すことについたしたいと考えておるわけであります。次はこの水産廳に附屬機関といたしまして水産研究所、日光養魚場、水産講習所、これを置くということを明らかにしたのであります。水産研究所は水産廳設置當時からの懸案問題であります。つまり日本の水産業を今後発達さすためには、科学的な調査、研究ということを基礎にいたしまして、その基礎の上に各種の水産行政が立てられなければならない。従つて調査、研究の機構といふものが行政の中心にならなければならぬという考え方からいたしまして、中央におきましては調査研究部が設置されたのであります。その機会に地方においての機構といたしまして、水産研究所というものを設置する。大体理想といたしましてはこれを北海道区、東北区、東海区、南海区、西海区、日本海区、内海区、淡水区、この八つにわけておりまして、それぞれ水産研究所を設置する。そうして調査、研究の機構を整備して参りたいと、いうふうに考えております。しかしながら実際問題といたしまして、これに

伴う予算といふものについては特に今
回ふえておらないのであります。さし
あたりは現在ござりますところの予算
を配付いたし、これを適当にあんばい
いたしまして、できるだけこの仕事を
漸進的に進めて行きたいというふうに
考えておるわけであります。

会、この二つは從來ともあるわけであります。そういうふうな委員会はこれを今回特に附屬機関として法律に掲げなければならぬというような關係からいたしまして、特にこれを明定いたしました。

水産廳の設置法の一部改正の内容は以上申し上げましたような点でありますて、大体において現在の機構とは何らの変改はございません。むしろ從来よりも附加された部分が若干あるといふふうになつております。

○石原元委員長 本問題並びに漁船法案につきまして一應当局へ警告を発します。この問題はわれく水產常任委員会に重大なる關係を持つものでありますて、少くともこの法案を提出されにあつては、われくにも提出の

おいては農林委員会が組織され、一つになつておるのであります。この農林省設置法案は農林委員会においては説明いたしておりません。これは議会の運営によりまして、内閣委員会に提案された審議が進められておりますが、先般農林委員会から内閣委員会に要求されまして、合同審査をおやりになつたのであります。それで農林省がこの法案を水産委員会に提出しなかつたことが、非常に怠慢であるごとくに、委員長は今お述べになりましたけれども、内閣の運営組織がさようになつておるのであります。それだから内閣委員会において提案の説明をいたし、さらに農林委員会と合同審査をやるといふので、内閣委員会において再び綴返して説明いたしたような次第であります。内閣運営のそういう構造については御了解を得たいと思います。

になつておることも承知いたしておる
でございます。この委員会の案にし
なかつた点については、私どもも手落
ちのあることは当然認めなければなら
ないと考へておるのであります。委員
長が警告を発せられた点について、あ
るいは大臣は不満があつたかもしまれ
ませんが、水産廳においても、こうした
農林省設置法案その他の造船法案等これ
に関連した議案については、始終氣を
配つておられるはゞである。常に水產
廳、農林省が委員会と対立的な空氣にあ
ることは、きわめて好ましくない行き
方で、これはどうしても表裏一体であ
り、協調的でなければならぬのであ
ります。もちろん私どもにも手落ちの
あつたことは認めますけれども、水產
廳におかれまして、農林省設置法案
が出れば、それに関連した機構の改革
もあるであらうし、それによりよくも
なり悪くもなるということも、当然考
えなければならないことでござりますの
で、將來この点に対しても十二分な御
留意を願いたいことを希望いたします。

するというお話をされました。警告は、政府が行政をやる上において非常に怠慢であるという重大な問題でありますから、私としてはそう簡単に聞き逃すわけに行かぬのであります。むしろそれならば、水産委員長はなぜ内閣委員会に合同審査を御要求にならなかつたかと言ひ返したいのであります。むしろそういうことを双方で言うわけではありませんが、われ々の手の足りなかつたことも承認して、今後改めますから、水産委員長として合同審査を内閣委員会に御要求にならなかつたことともいけないとと思うので、警告という言葉は改めていただきたいと思います。

○鈴木(善)委員 委員長の御発言に関連して、一言農林大臣にお伺いしたいのであります。造船法の点について、委員長から御発言があつたのであります。ですが、この造船法は開議においてすでに決定を見て上程されておるようになりますが、その後私どもがこの造船法を検討いたしましたところ、漁船の建造の上からきわめてむりな、実情に即しない点が多くあるのであります。それに関しまして水産廳の説明を求めましたところ、水産廳と運輸省の船舶局との間において、完全なる意見が一致をいたまだ見ていない。しかもはなはだしきにいたりましては、運輸当局から何ら事前に相談を受けていない。こういうことが明らかに相なつたのであります。このように事務当局の意見がまだ完全に一致されていないものが、閣議において決定を見たということは、きわめて意外に存ずるのであります。農林大臣は、この造船法は漁船

造船の面から見て、あれでさしつかえないという御裁断のもとに閲議で決定をされたものであるかどうか。この点をお伺いしたいと思うのであります。

○森國務大臣 造船法につきましては、その所管について、かつて運輸省と通信省と交渉いたしたことをおわれば記憶いたしております。

造船法は四月の幾日でありますか閣

で検討を加えていかなかつたのであります。これは実際の内輪話を申し上げるのであります。そこには、実際共管にした方が行政の上でよいというならば、あえて事務上こだわつてやらなければならぬという問題でもないのですから、修正等について事務当局においてさらに交渉して、実際に適合するように直してよい、こういう考え方を持つていて、あります。が、一應法案として出しましてから、この水産委員会の御審議を経まして、運輸委員会等にも御交渉を願うというふうに議会の立場から適当な御処置をおとりくださることをお願いいたしました。かくいう実は考へていてあります。

理いたしておるのであります。今日にもそれをとりまとめて、閣議の決定をいたしたいという順序になつておつたのであります。おきのうは日曜等の關係で、先方の関係が十分にまとまつておりませんので、一、兩日延びるかとも存じますが、最も近いうちに提案されることは存じます。なお定員につきましては、本省において三割、外局において二割という、この行政整理の方針によつて整理をいたすことに各省とみなつたのであります。農林省におきましては、外局や出先関係は特別忙しい仕事もいたしておる関係上、その通りに行きますればよほど困つて来るところもあるうと思ひますので、できるだけ出先関係に対しては、仕事を簡素化するということと、そうして人昌をなるべく整理しないといふ方針をもつて行くのであります。本省関係においては三割の原則に基いて整理をいたしたい、かように考えております。ところが今度の人員の定員をきめますについて、本省と、水産廳、林野廳、食糧廳、この三つの外局が別々に人物がきめられるのであります。從來でありますと、農林省一括して、ここは忙しい所、あるいはひまな所といふふに勘案いたしまして、ブル的にいろいろの融通もついたわけであります。が、今回の定員組織法は、水産廳といふう単独の独立した定員が定められるのであります。それでありますので、この足らぬところを食糧廳から持つて来るわけにも参らず、非常に仕事の上においてきゆうくつが感じられるのではないかと考えておるわけであります。一般行政と同じように、三割という程度で参つたのであります。が、農林省平

定員になりますので、平均しますと、一割少く、欠員等もあります。大体そのくらいも足らずか、そこらの定員が整理されます。
ということになるのではないかと存じておますが、こまかしい数字をも持つておりません。大体そのくらいも程度であると御承知を願いたいと思
ます。

○玉置委員 私先ほど大臣の御説明に
なりました漁業法の中について、二二
間ばかりの時間でお伺いしたいと思
ます。

この漁業法の制定は、御説明にあ
ましたように、漁業生産力を上げるに
不可欠な、相当廣い水面を範囲とし
総合的な計画のもとに漁業生産力を上
げる。そのためには、明治四十三年に
ようやく改正されたといたしまして、
も、実に古い漁業法のもとにやつてな
りますので、当然今日は一大改革の必
要に迫られておるわけであります。
その点について、私は過去の封建的な漁
業制度を改めて、そうして大衆漁民が
生きるべく、しかもまた自立経済を確
立てる基礎となるべく、この漁業生
産の面に漁民を働かせようというこの
法案に対しまして、私は双手をあげて賛
成するものでありますが、ただ一
疑問とするところは、農地制度改革
當り一定の面積を残したものを開放
させておりますが、この漁業権におき
ては、全部を一應政府で買上げて、
そして政府の証券によりまして補
金を交付するということになつてお
ます。こういう結果から考えますと

どうも私有権を否定するような形式をして、こういうような方法でやられることがあります。これに対するわけではありませんが、これに対しても、こういうような方法でやられるることは、農林大臣におかれましては妥当なりとのお考えを持つておられるかどうかということが一点でございます。

それから次は、漁業協同組合を実施するときにおきまして、ごらんの通りこういうボスターを出しておる。これは非常にイデオロギー的にこうしたものをつくつたのではないかと思われるより、実に極端なボスターを出して、漁民にその方向を指示しておる。これがために中小漁業者の間には非常な騒擾を起しておる。しかも中小漁業者の挑発を醸成せしめて、非常な感情問題までも起きておるという状態であります。この漁業法を施行する場合におきましても、なおかつこうした極端なことをまでして指導されるお考えであるかどうか。さらにこれは大臣の責任ではないのですが、當時こういうものを作出して指示しておられるのであります。これが、これは水産廳が出しておるのではなく、水産廳長官は御存じなのかどうか。今後漁村の民主化をはかるうとする目標として、この漁業法が今制定されるのであります。これに対する御方針、御見解を承りたいと思います。

○森國務大臣 漁業権の問題は農地改革と同じような立場で考えさせられるのであります。今まで農業者が、自分が農業をするのに耕地を持つていいといいう立場に置かれておりましたことが、非常に農民の独立自主性を失わせて、ただ隸屬的な氣持になるという考え方で、耕作する者は農地を持つておるわけありますが、これに対し

て、耕作せざる者は農地を持ってない、こういう氣持も加わつたわけでもあります。主、小作者という關係をなくして、そうして眞に農民が自分の土地を耕作するのだという氣持で食糧増産に努力し、國力を増進するという方針に、農地改良は置かれておつたのであります。が、今回の漁業法の改正につきまして、地方によつていろいろの事情もありますが、今までからは形もかわつておりますが、漁業者が自分で漁業権を持たない、ただ資本家のために働かされているといふような漁業であつては、働く漁民としましては非常に不しわわせである。それで自分の漁業権を持ち、そつとして自分の持つた漁業権によつて漁業を當んで行く。しかも自分がけの單独的、個人的な頭でなしに、協同の力によつて助け合つてこの漁業を當んで行くといふ方向に、今回の漁業法の改正の重点が置かれておるのであります。決してこれを思想的に、從來の旧弊を打破して行こうといふような考え方でなしに、今までの組織が漁業しない人が大きい漁業権を持つて、そしして撲取しておるというような事実も各地に現われておつたのでありますから、そういうようなことでは漁業者として幸福な生活ができる、こういう氣持で、漁業を當む者が漁業権を持ち、しかもその漁業は自分個人でなしに、協同の力によつて漁業を當む、こういうことは毛頭ないのであります。なお今のボスターは水産廳と書いてござりますから、水産廳の責任を持つて出

であります。しかもその漁業に従事しておる労働者が、非常に遅れた封建的な労働条件のもとにあるのです。この面ではもつと水産廳あたりが労働組合の組織なり、あるいは労働法規の啓蒙、啓発等について、積極的に指導する場面がたくさんあると思いますが、今の水産廳の機構及び人員では、そういう点はできない、というような状態だと思います。従つてこういう労働の係なんかは、むしろ一つの労働課くらいに拡張いたしまして、積極的にもつと仕事をやつて行く必要があると思います。それを全体の定員の中から一律に二割減らすとか、三割減らすとかいうのは、まことに機械的なやり方であつて、そんなことでは日本の水産業全体の發展ということはどういできかないと思います。そういう点を大臣は十分考慮されまして、今度の定員法なんかを提出されるにあたつても、むだないらぬところはいくら切つてもいいと思いますが、そういう必要なところはむしろ積極的に充実し、拡張して行くという考慮をお願いいたしたいと思います。ことに漁業法関係の課なんかは、今どこの課で抜つておるかしりませんけれども、相当人員なんかをふやしまして、充実して行くような予算的措置を今から講じておかなければ、もしこの法案が通過したときに、この法律の実施、運営ということは非常に阻害されると思います。その点を希望しておくわけであります。

たします。
午後三時三十一分散会